

東三河広域連合介護保険事業計画 (第2回中間報告)

平成29年7月

東三河広域連合介護保険準備室

《全体構成》

第1章 計画の位置づけ

1. 介護保険事業計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 介護保険者の統合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 計画の検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
5. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 東三河地域の現状と将来予測

1. 高齢者人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 高齢者世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 要介護・要支援認定者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4. 認知症高齢者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
5. 介護サービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 高齢者等実態把握調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2. 介護従事者実態把握調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
3. 東三河地域の課題整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
4. 分野ごとの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第4章 基本理念

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
3. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
4. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

----- 以上まで第1回中間報告（H29.2） -----

第5章 東三河版地域包括ケアシステム

1. 地域包括ケアシステムとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2. 東三河版地域包括ケアシステムの基本的な考え方・・・・・・・・ 38
3. 東三河版地域包括ケアシステムの将来像・・・・・・・・・・・・ 42
4. 東三河版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み・・・・ 43

第6章 介護保険施策の展開

1. 施策の展開に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
2. 介護保険事業の実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
3. 第7期介護保険事業計画実施事業一覧・・・・・・・・・・・・ 46
4. [基本施策1－1] 介護予防活動の推進・・・・・・・・・・・・ 48
5. [基本施策1－2] 自立支援活動の推進・・・・・・・・・・・・ 51
6. [基本施策2－1] 在宅医療・介護連携の推進・・・・・・・・ 55
7. [基本施策2－2] 認知症施策の推進・・・・・・・・・・・・ 58
8. [基本施策2－3] 家族介護者支援の推進・・・・・・・・・・・・ 61
9. [基本施策3－1] 介護サービス基盤の充実・・・・・・・・・・・・ 64
10. [基本施策3－2] 介護人材の確保と定着の支援・・・・・・・・ 66
11. [基本施策3－3] 介護保険制度の円滑な運営・・・・・・・・ 69

第7章 介護保険サービスの現状分析と整備方針

1. 介護保険サービス利用量の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
2. 介護保険サービス利用量の分析・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
3. 地域密着型サービスの整備方針・・・・・・・・・・・・ 112
4. 施設サービスの整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

----- 以上まで第2回中間報告（H29.7） -----

※介護保険サービス利用見込量（H30～32年度）については、国からの推計ツール配付後、第7章へ追記予定

第8章 介護保険料

1. 介護保険料の算定方法
2. 第7期計画期間に要する介護保険サービスに係る費用
3. 介護保険サービスに係る費用の財源
4. 第7期介護保険料

----- 以上まで最終報告（H29 年度末予定） -----

第5章 東三河版地域包括ケアシステム

1. 地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と位置づけられています。

今後、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者などの増加が見込まれる中、高齢者が地域で暮らし続けられるよう、市町村が中心となって、介護だけでなく、医療や介護予防、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要課題となっていきます。

地域包括ケアシステムの構築においては、市町村は、介護保険事業計画等で目指すべき方向性を明確にし、地域単位で具体的な基本方針を定め、その基本方針を介護サービス事業者、医療機関、民間企業、NPO、地縁組織、住民等のあらゆる関係者に働きかけて共有することにより、地域内に分散している様々な資源を統合していくことが重要であるとされています。

■国が目指す地域包括ケアシステムの姿



こうした状況の中、東三河8市町村では、医療と介護の連携を中心に地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な取り組みを進めてきました。

■地域包括ケアシステムの構築に向けた東三河8市町村の主な取り組み内容

- ①医療と介護の連携や包括的なサービスの提供体制の構築
- ②社会資源と連携した介護予防活動の推進
- ③地域住民による居場所づくりや助け合い活動の支援
- ④サービス付き高齢者住宅やグループホーム等の居住系施設整備による住まいの確保 など

2. 東三河版地域包括ケアシステムの基本的な考え方

東三河地域全体の総人口は減少しているものの、高齢者人口は年々増加が見込まれており、今後更なる高齢化の進展により、医療や介護などのサービスが必要となるハイリスク高齢者の増加が見込まれ、在宅介護サービスの充実をはじめ、不足している介護人材の確保などの対策が求められています。

超高齢社会への備えを盤石なものにするためには、地域の成長・発展に結びついていくことを意識しながら、日々の生活や社会活動、経済活動などあらゆる分野における取り組みを有機的に連携させるなど、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを推進することが重要になります。

また、地域包括ケアシステムの構築を行政や医療、介護サービスなどの事業者だけに任せることなく、地域住民が将来の自分を意識するなど我が事としてとらえ、積極的に地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みに参加していくことも重要になります。

そこで東三河広域連合では、東三河8市町村がこれまでに取り組んできた地域包括ケアシステムを継承しつつ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる3つの視点を基本に東三河版地域包括ケアシステムの構築を目指します。

■東三河版地域包括ケアシステムの構築に向けた3つの視点

住み慣れた地域で安心して 暮らし続けるための3つの視点

視点1
全員参加

視点2
人材育成

視点3
連携促進

視点1 全員参加

全住民参加型の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します

地域包括ケアシステムは、介護サービスや医療サービスなどの専門職が提供するサービスはもちろんのこと、助け合いや見守りに関わるボランティア、NPO、地縁団体、地域住民、公的サービスの提供や社会資源のアレンジメントを行う行政関係者など、全ての年代、全ての職種における多様な主体が関わることで成り立つシステムです。

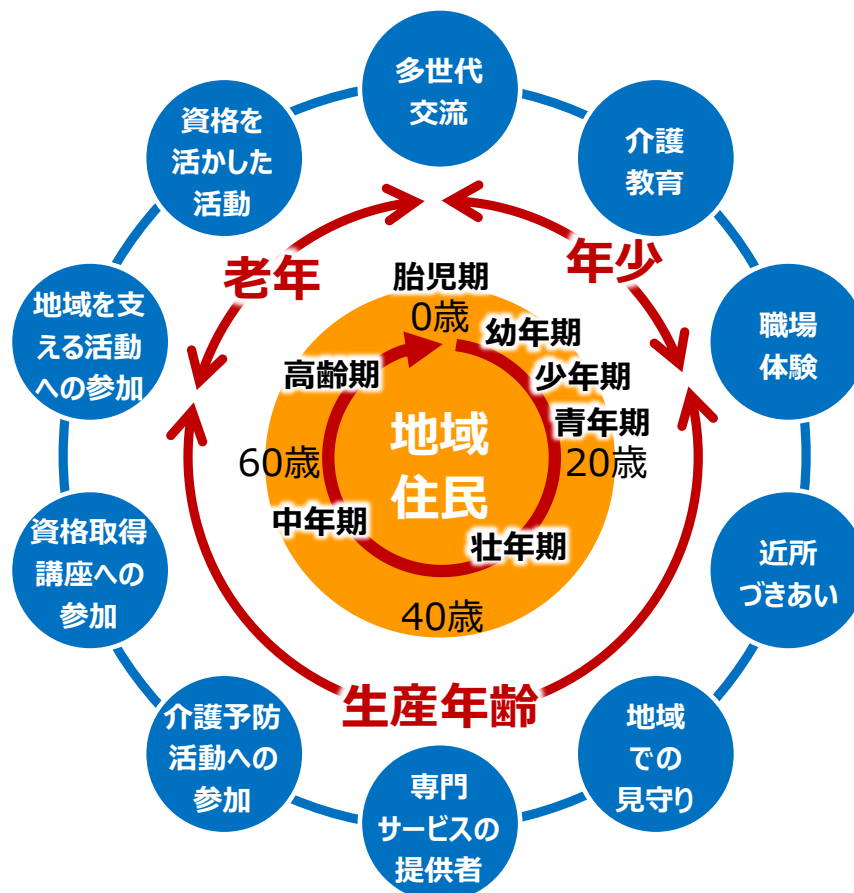
例えば、普段の生活の中で結果的に介護予防になるような取り組みを進めることや、介護が必要となる前からの取り組みとして、年少期から介護・福祉に接する機会を設けたり、生活習慣、食育などの重要性への理解を深めるための学びの場や活動機会を設けたりするなど、ライフステージに応じたセルフケア活動の取り組みを浸透させていくことが重要です。

また、自治会やサロンなど地域を支える活動団体の中心的な役割を担う方々が主に65歳から75歳の年代を中心としていることから、高齢者が地域のつながりの中で、支援の担い手として活動できるような取り組みも重要です。

その他、介護や医療などの専門的なサービスが必要となった場合には、自然な形で介護や医療などのサービス提供事業者を引き継がれるなど、切れ目のないサービスの提供体制の構築も重要です。

このため、東三河広域連合では、東三河地域で暮らす全住民が何らかの形で参加できる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。

■全住民参加型の地域包括ケアシステムのイメージ[人生時計]



視点2 人材育成

地域包括ケアシステムを支える人材の育成や地域住民の意識の醸成に向けた取り組みを推進します

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進するためには、まず地域住民やサービス提供者等が地域包括ケアシステムの必要性や目的について充分認識したうえで共通の目標を持ち、それぞれの役割を認識することが重要です。

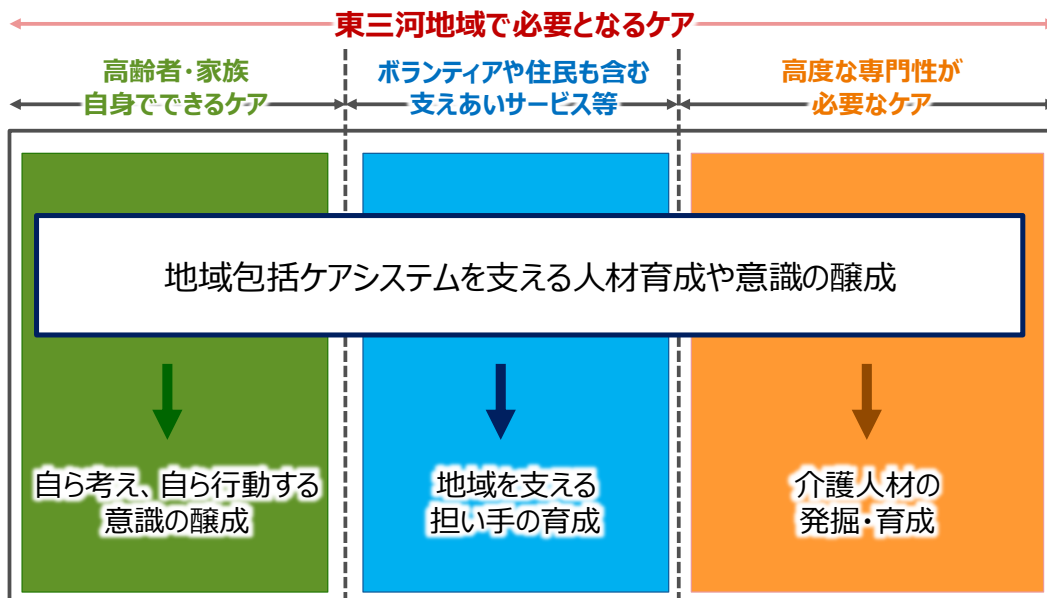
また、超高齢社会が抱える様々な課題を地域住民と共有し、来るべき未来に備え、自分たちの家族や近隣住民が安心して暮らせる未来を築くために今何ができるのか、自ら考え、自ら行動していくことができる意識の醸成も重要です。

さらに、支援を必要とする高齢者を支える担い手を育成し、多様な活動を身近な地域で展開することで、人と人とのつながりを大切にした支え合いの活動が普及拡大していくような取り組みも重要です。

その他、介護人材の不足やサービス提供者の高齢化問題など、地域包括ケアシステムには欠かせない専門職の確保、人材の定着、サービスの質の向上を目指した人材の育成、人材の発掘につながる研修の実施など、東三河地域の地域包括ケアシステムの基盤を支える取り組みも重要です。

このため、東三河広域連合では、高齢者を取り巻くすべての世代、職種、団体等が積極的に高齢者を守る社会の実現に必要な人材の育成や意識の醸成に向けた取り組みを推進します。

■地域包括ケアシステムを支える人材の育成や意識の醸成に向けた取り組みのイメージ



視点3 連携促進

多様な主体における顔の見える関係づくりや有機的な連携によるサービス提供体制の構築に向けた取り組みを推進します

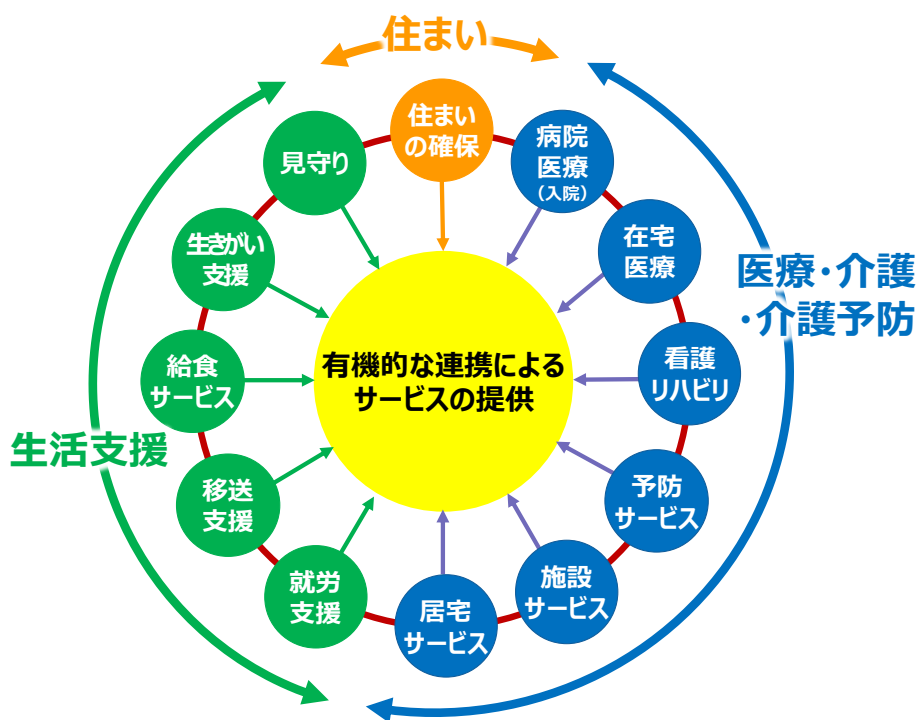
地域によって社会資源や人口構造、生活環境の違いにより高齢者ニーズの傾向は異なります。このため、地域包括ケアシステムに求められる機能は、それぞれの地域や高齢者の状況に応じて異なるなど千差万別であり、決して画一的サービスが求められているわけではありません。

また、東三河地域に係る多様なサービス主体が、自らの活動にとどまらず、他の活動も視野に入れたサービスを提供していくためには、高齢者に関する情報の共有が重要です。

さらに、東三河広域連合では、東三河8市町村で開催する地域ケア会議で抽出された地域の様々な課題を集約し、高齢者に関する情報の共有をはじめとした顔の見える関係づくりの構築に向けた取り組みも重要です。

このため、高齢者一人ひとりに合ったサービスを切れ目なく提供できるよう、医療・介護サービスや生活支援サービス、住民による地域支援サービスなど多様な主体の有機的な連携によるサービスの提供に向けた取り組みを推進します。

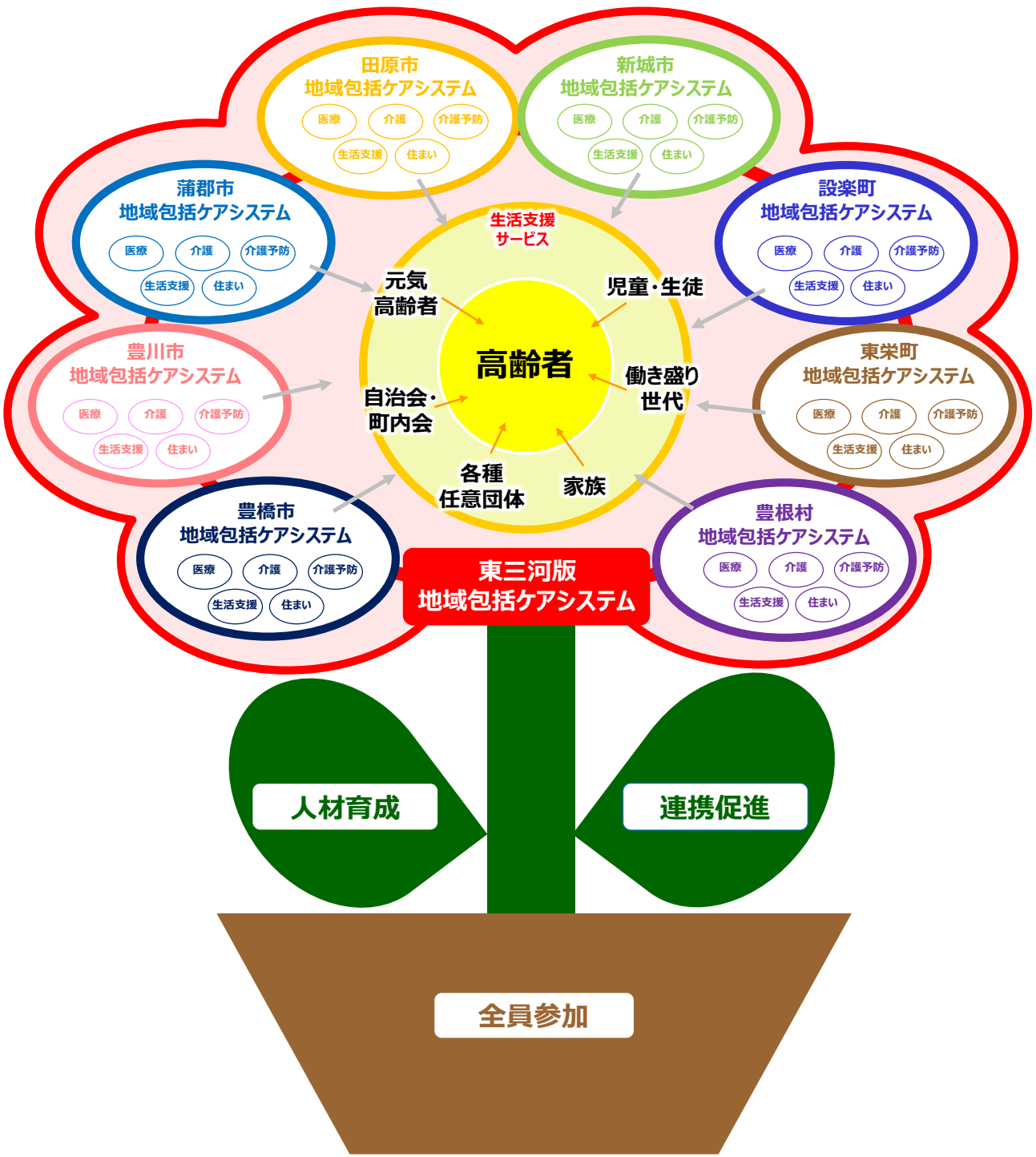
■有機的な連携によるサービス提供のイメージ



3. 東三河版地域包括ケアシステムの将来像

東三河広域連合では、東三河8市町村がこれまでに取り組んできた地域包括ケアシステムを継承しつつ、長期的な視野に立ち、全住民参加型の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進をはじめ、地域包括ケアシステムを支える人材の育成や意識の醸成に向けた取り組み、多様な主体における顔の見える関係づくりや有機的な連携によるサービス提供体制を構築することで、いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現を目指します。

■東三河版地域包括ケアシステムの将来像



4. 東三河版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

東三河広域連合では、東三河版地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤づくりのため、以下の取り組みを推進します。

(1) 全住民参加型による地域包括ケアシステムの構築に向けた主な取り組み

①「みんなで作りあげる地域包括ケア」活動の周知

【取り組み例】

- a 地域包括ケア取り組み事例の発表 [3-3-3 介護保険シンポジウムの開催]
- b 地域包括ケアかわら版の発行 [3-3-3 介護保険シンポジウムの開催]

②地域課題の共有と自主的活動の支援

【取り組み例】

- a 地域づくりや助け合い活動の支援 [1-2-1 生活支援コーディネーターの配置]
- b 多職種(地域住民も含む)ケア会議の開催 [1-2-3 地域ケア会議の開催]
- c ボランティア養成講座の開催 [1-2-4 生活支援ボランティアの養成]

※ [] の事業は第6章介護保険施策の展開に記載された事業名を記載しています。

(2) 地域包括ケアシステムを支える人材の育成や意識の醸成に向けた主な取り組み

①住民の意識改革(地域包括ケアへの参加意識)の機会創出

②地域包括ケアに参加する住民や専門職を対象とした研修の開催

【取り組み例】

- a 高齢者を対象とした介護人材養成講座の開催 [1-2-8 シニア人材の活用促進]
- b 看取り、ターミナルケア、終活に関する知識の周知(家族等) [2-3-3 家族介護教室等の開催]
- c 介護や看護の体験会の開催(一般市民、学生を対象) [2-3-4 高齢者擬似体験による理解促進]
- d 介護従事者向けの研修等の開催による人材育成 [3-2-4 介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催]
- e 地域住民の学びの場の開催(シンポジウム、ワークショップ等) [3-3-3 介護保険シンポジウムの開催]

③地域の社会資源と連携した人材育成や介護職場体験会の開催

【取り組み例】

- a 小中学生向け職場体験の実施 [3-2-5 小中学生向け介護職場体験活動の実施]
- b 生活支援ボランティア、認知症サポーターの養成講座の開催(民間企業や小中学校向けも含む)
[1-2-4 生活支援ボランティアの養成、2-2-6 認知症サポーターの養成]
- c 介護事業者への介護技術向上研修等の開催 [3-3-1 介護サービス事業者等の適正化の支援]

※ [] の事業は第6章介護保険施策の展開に記載された事業名を記載しています。

(3) 顔の見える関係づくりや有機的な連携によるサービス提供体制の構築に向けた主な取り組み

①サービス提供体制の構築

【取り組み例】

- a 地域ケア会議を活用した東三河8市町村の課題収集と政策形成 [1-2-3 地域ケア会議の開催]
- b インフォーマルサービス情報の提供 [2-3-5 インフォーマルサービスの活用促進]
- c 高齢者情報の一元化と情報共有システムの構築検討
[3-3-4 高齢者情報の一元化と情報共有システム構築の検討]
- d 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等による24時間365日対応の在宅サービスの整備促進
[2-3-7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備]

②多職種連携体制の構築

【取り組み例】

- a 電子@連絡帳を活用した医療・介護等の情報連携の推進 [2-1-4 医療・介護関係者の情報共有の支援]
- b 多職種間の顔の見える関係づくりの推進 [1-2-3 地域ケア会議の開催]

※ [] の事業は第6章介護保険施策の展開に記載された事業名を記載しています。

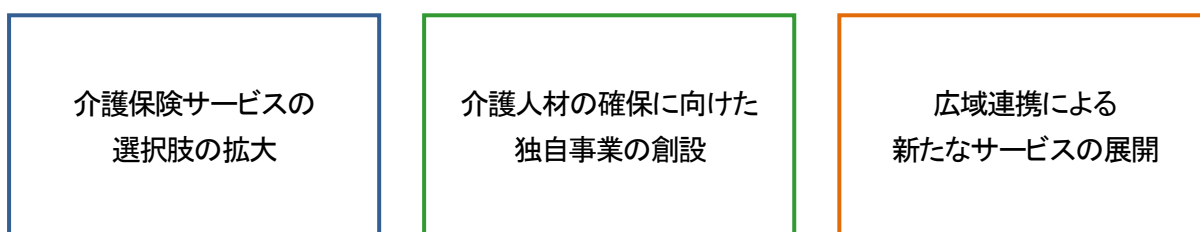
第6章 介護保険施策の展開

1. 施策の展開に関する考え方

本計画における施策の実施にあたっては、これまで8市町村が実施してきた取り組みを継承するとともに、東三河地域の高齢者を取り巻く現状分析や各種ニーズ調査結果などを踏まえた事業を展開します。

また、東三河地域では、介護人材の確保が大きな課題となっていることから、東三河広域連合では、東三河地域全体を対象に介護人材の確保と定着、育成に重点を置いた事業を新たに展開するほか、構成市町村が同じサービスを提供できる体制整備に努めるなど、保険者を統合することにより生まれるメリットを最大限に引き出しながら事業を実施します。

■介護保険施策の展開に関する保険者統合の主な効果



2. 介護保険事業の実施方針

事業の実施にあたっては、要介護・要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした「地域支援事業」、地域支援事業以外に東三河広域連合が独自に実施する「独自事業」、介護保険施設や地域密着型サービスを整備する「施設整備」の3つの区分に整理して事業を実施していきます。

また、「地域支援事業」については、地域における包括的な相談・支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するため、第7期計画期間中は以下の4つの区分に整理して事業を実施します。

■地域支援事業の事業整理区分一覧

事業整理区分①	統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業 保険者統合後の社会資源の整備や構成市町村間の連携によりサービス提供体制の充実に努め、広域連合事業として構成市町村で受けられるサービスの充実と平準化を図ります。
事業整理区分②	地域の特性を考慮して全市町村で実施する事業 異なる社会資源を活用して実施している事業は、市町村ごとに実施方法を委ね、地域の実情に応じた創意工夫のある事業を実施します。
事業整理区分③	モデル事業として実施する事業 第6期計画期間中の新規事業は、第7期計画期間中はモデル事業として位置づけ事業評価を行いながら第8期計画以降に各市町村でのサービスの提供について検討します。
事業整理区分④	実施体制が整った段階で実施する事業 ボランティア等住民主体で実施する事業など地域づくりの進捗に合わせて実施する事業は、実施体制が整った市町村から順次事業を実施します。

3. 第7期介護保険事業計画実施事業一覧

基本理念	基本目標	基本施策
いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現	目標1 だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河	1-1 介護予防活動の推進
		1-2 自立支援活動の推進
	目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河	2-1 在宅医療・介護連携の推進
		2-2 認知症施策の推進
		2-3 家族介護者支援の推進
	目標3 充実した介護サービスを提供できる東三河	3-1 介護サービス基盤の充実
		3-2 介護人材の確保と定着の支援
		3-3 介護保険制度の円滑な運営

実施事業

P. 48

- | | | | |
|--------------|---|--------------------|---|
| 1 介護予防教室等の開催 | 地 | 2 介護予防活動の支援 | 地 |
| 3 リハビリ専門職の派遣 | 地 | 4 介護予防が必要な高齢者の早期発見 | 地 |
| 5 介護予防訪問サービス | 地 | 6 広域型訪問サービス | 地 |
| 7 介護予防通所サービス | 地 | 8 広域型通所サービス | 地 |

P. 51

- | | | | |
|-----------------------|---|----------------------|---|
| 1 生活支援コーディネーターの配置 | 地 | 2 協議体の設置 | 地 |
| 3 地域ケア会議の開催 | 地 | 4 生活支援ボランティアの養成 | 地 |
| 5 生活支援ボランティアによる高齢者の支援 | 地 | 6 配食サービスの実施 | 地 |
| 7 高齢者世話付住宅への生活援助員の派遣 | 地 | 8 ◎シニア人材の活用促進 | 独 |
| 9 地域型訪問サービス | 地 | 10 短期集中訪問サービス | 地 |
| 11 移動支援訪問サービス | 地 | 12 地域型通所サービス | 地 |
| 13 短期集中通所サービス | 地 | 14 介護ボランティアポイント制度の実施 | 地 |

P. 55

- | | | | |
|-----------------------------|---|--------------------------|---|
| 1 地域の医療・介護資源の把握 | 地 | 2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | 地 |
| 3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | 地 | 4 医療・介護関係者の情報共有の支援 | 地 |
| 5 在宅医療・介護連携に関する相談支援 | 地 | 6 医療・介護関係者の研修 | 地 |
| 7 地域住民への普及啓発 | 地 | 8 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 | 地 |
| 9 地域ケア会議の開催[再掲] | 地 | | |

P. 58

- | | | | |
|----------------------|---|--------------------------|---|
| 1 認知症支援体制の充実 | 地 | 2 GPSによる徘徊高齢者家族支援サービスの推進 | 地 |
| 3 徘徊・見守りSOSネットワークの推進 | 地 | 4 成年後見制度の利用に向けた支援 | 地 |
| 5 グループホーム入居者の負担軽減 | 地 | 6 認知症サポーターの養成 | 地 |
| 7 グループホームの整備 | 施 | | |

P. 61

- | | | | |
|-----------------------|---|--------------------|---|
| 1 介護マークの普及 | 地 | 2 介護用品の購入支援 | 地 |
| 3 家族介護教室等の開催 | 地 | 4 ◎高齢者疑似体験による理解促進 | 独 |
| 5 ◎インフォーマルサービスの活用促進 | 独 | 6 ◎介護職員初任者研修の受講支援 | 独 |
| 7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 | 施 | 8 看護小規模多機能型居宅介護の整備 | 施 |
| 9 グループホームの整備[再掲] | 施 | | |

P. 64

- | | | | |
|---------------------------|---|------------------------|---|
| 1 地域包括支援センターの運営 | 地 | 2 地域ケア会議の開催[再掲] | 地 |
| 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備[再掲] | 施 | 4 看護小規模多機能型居宅介護の整備[再掲] | 施 |
| 5 グループホームの整備[再掲] | 施 | | |

P. 66

- | | | | |
|-----------------------|---|--------------------------|---|
| 1 ◎介護職員初任者研修の受講支援[再掲] | 独 | 2 介護福祉士の資格取得支援 | 独 |
| 3 ◎認知症介護実践者研修の実施 | 独 | 4 ◎介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催 | 独 |
| 5 小中学生向け介護職場体験活動の実施 | 独 | 6 ◎介護人材の活用促進 | 独 |

P. 69

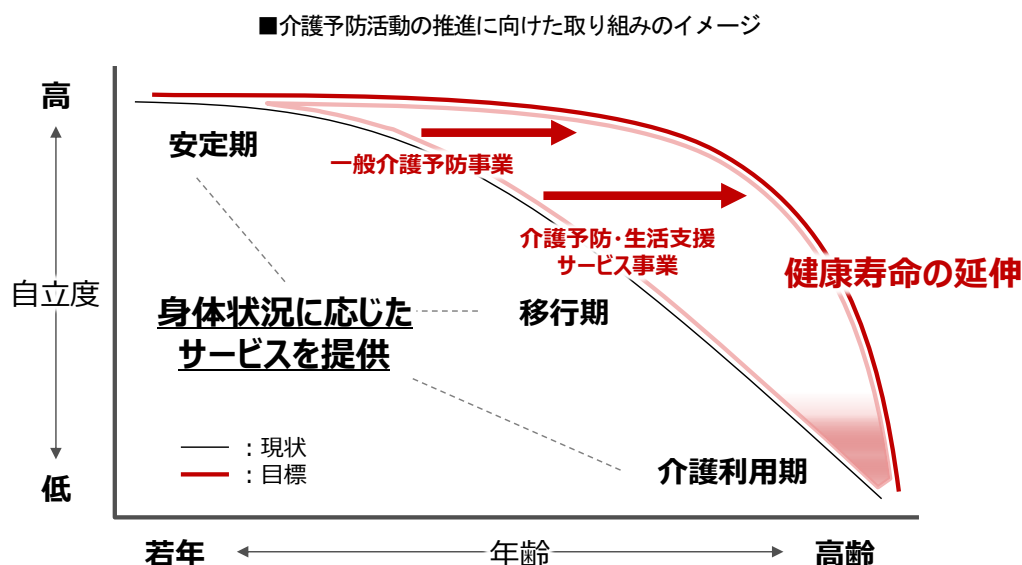
- | | | | |
|---------------------|---|----------------------------|---|
| 1 介護サービス事業者等の適正化の支援 | 地 | 2 ケアプラン作成能力向上の支援 | 地 |
| 3 ◎介護保険シンポジウムの開催 | 独 | 4 ◎高齢者情報の一元化と情報共有システム構築の検討 | 独 |

[凡例 ◎:新規事業 地:地域支援事業 独:独自事業 施:施設整備]

4. [基本施策 1-1] 介護予防活動の推進

介護予防活動は、高齢者が要介護・要支援状態となることの予防をはじめ、要介護状態の軽減や悪化の防止を目的とした取り組みです。単に運動機能や栄養状態の改善といった心身機能の改善を目指すだけでなく、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることで日常生活の活動を高め、健康寿命の延伸に向けた取り組みを支援することが重要になります。

高齢者等実態把握調査の結果から東三河地域では、介護予防活動に関する多様なニーズがある一方で、介護予防活動への関心の低さがみられることや年齢等に着目した介護予防活動が求められていることから、東三河広域連合では、身近な場所や個々のライフスタイルに合わせて気軽に参加できる介護予防教室の開催等、一人でも多くの高齢者が主体的に取り組むことができる介護予防活動を推進します。



1	事業名	介護予防教室等の開催	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護予防活動への関心が低いことや、参加者の固定化、男性参加者の割合が低調なこと、都市部と中山間地域での介護予防活動へのニーズが異なることなどから、年齢等に着目した介護予防プログラム(運動、栄養、口腔機能、認知機能等)の普及啓発を図るための介護予防教室等を開催します。		
	対象者	概ね 65 歳以上の高齢者		

2	事業名	介護予防活動の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	身近な地域において介護予防に必要な活動場所がないことや活動グループ、活動の指導者がいないなど地域によって偏りがあることから、様々なニーズに応じた介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を支援するほか、介護予防に役立つ多様な地域活動組織の育成に向けた取り組みを推進します。		
	対象者	高齢者の健康づくり、介護予防活動に興味のある方		

3	事業名	リハビリ専門職の派遣	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	地域の通いの場や通所介護事業所などにリハビリ専門職を派遣し、運動器機能等の維持向上に向けた支援を推進します。		
	対象者	高齢者による自主活動グループ、介護サービス事業者、ボランティア団体		

4	事業名	介護予防が必要な高齢者の早期発見	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域包括支援センターによる戸別訪問や民生委員をはじめとした地域住民からの情報提供などにより、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動への参加を促します。		
	対象者	概ね 65 歳以上(要介護認定者除く)の高齢者のうち、介護予防が必要な方		

5	事業名	介護予防訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	要支援者等の自宅において、介護予防を目的とした訪問介護員等による入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助に関する訪問サービスを提供します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

6	事業名	広域型訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	要支援者等の自宅において、調理や掃除、ゴミの分別やごみ出し、買い物代行や同行などの生活援助に関する訪問サービスを提供します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

7	事業名	介護予防通所サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	通所により施設等で入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援や身体機能の維持・向上など介護予防を目的とした通所サービスを提供します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

8	事業名	広域型通所サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	軽い運動やレクリエーションなど高齢者の閉じこもり予防や認知症予防など心身の活力向上を目指した通所サービスを提供します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

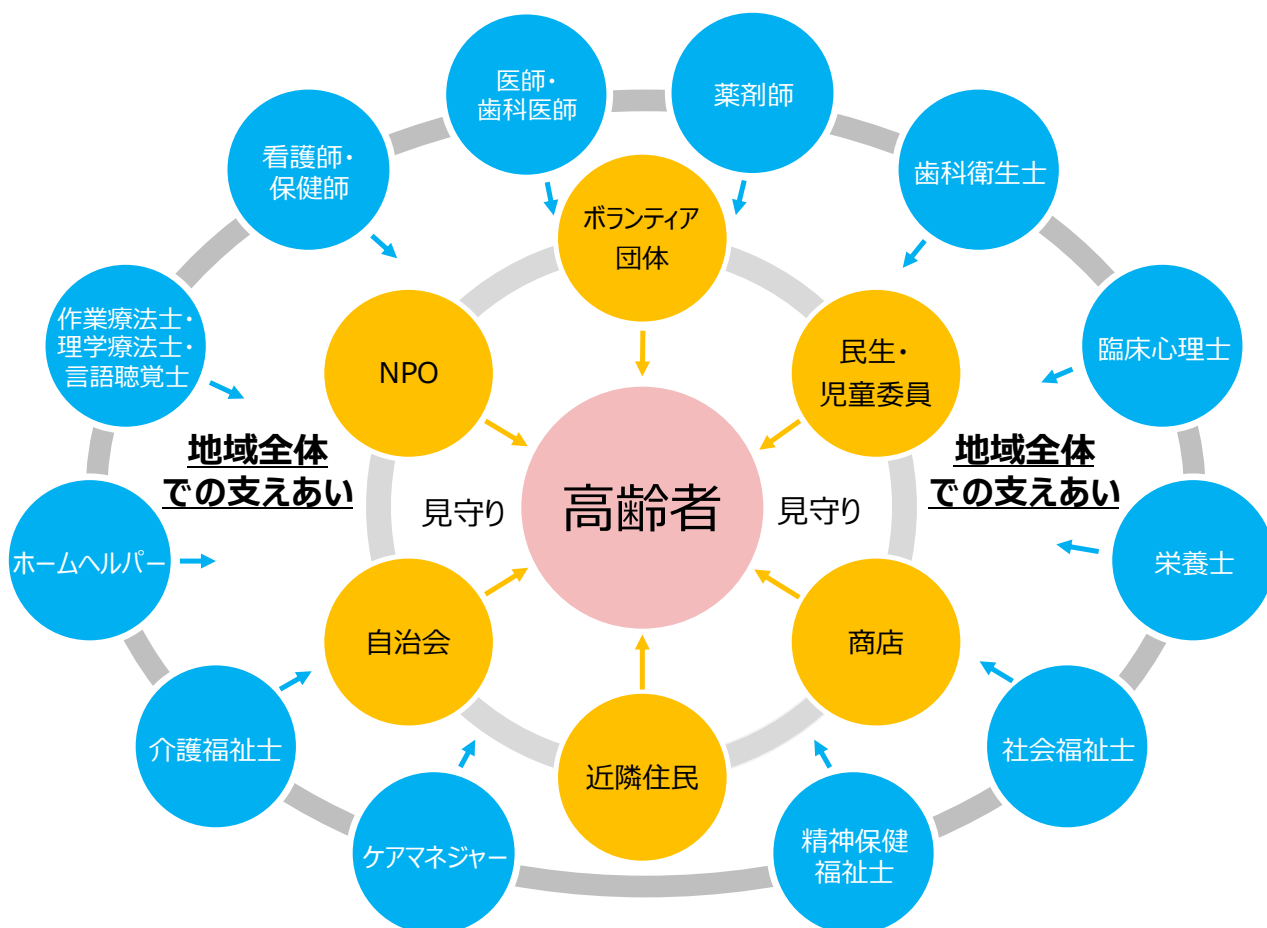
5. [基本施策1－2] 自立支援活動の推進

元気な高齢者の社会参加が求められていることや日常生活支援も求められていることから、東三河広域連合では、高齢者一人ひとりの心身の状態に応じて多様なサービスの提供を行う自立支援活動を推進します。

なお、自立支援活動の推進にあたっては、医療サービスや介護サービス、助け合いや見守りに関わるボランティア団体、NPOが高齢者一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供できるよう、生活支援コーディネーターが中心となり地域における一体的なサービスの提供体制の整備を促進します。

また、構成市町村の地域性や社会資源の整備状況が大きく異なることから、地域に合った自立支援活動を推進するため、地域包括支援センター単位、市町村単位で開催する「地域ケア会議」で収集・対応した地域の様々な課題を東三河広域連合が集約し、東三河の課題として今後の地域づくりや政策形成に着実に結び付けていきます。

■自立支援活動の推進に向けた取り組みのイメージ



1	事業名	生活支援コーディネーターの配置	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域包括支援センター等と連携して既存の生活支援サービス提供者のネットワーク化や生活支援の担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターを配置し、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。		
	対象者	支援を必要とする高齢者 など		

2	事業名	協議体の設置	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	生活支援などのサービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取り組みにつながることから、生活支援コーディネーターと介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場となる協議体を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。		
	対象者	地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、NPO、ボランティア団体、行政 など		

3	事業名	地域ケア会議の開催	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護、医療、福祉等の専門職や住民組織の関係者等の多職種協働による「地域ケア会議」を地域包括支援センター又は構成市町村が開催し、個別事例の課題解決や地域課題の抽出を行います。また、地域の課題やニーズは東三河広域連合が開催する地域ケア会議で集約し、課題解決に向けた事業化、施策化の検討を行います。		
	対象者	医療・介護等の専門職、地域の支援者、行政 など		

4	事業名	生活支援ボランティアの養成	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分④]
	事業概要	高齢者一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するためには、専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体が参画したサービスの提供体制の構築が求められていることから、生活支援の担い手として市民ボランティアの養成を行います。		
	対象者	ボランティア活動に関心のある方		

5	事業名	生活支援ボランティアによる高齢者の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分④]
	事業概要	ボランティアがひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の自宅へ安否確認を兼ねて訪問し、介護サービスで補えない生活上の簡単な支援や話し相手等、孤独感を和らげるための支援を行います。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者の中で見守り等が必要な高齢者		

6	事業名	配食サービスの実施	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域における自立した日常生活の支援を行うため、栄養改善及び見守りが必要な高齢者に対し、週 5 回を限度として配食サービスを利用した際の費用として1食あたり 300 円を助成します。		
	対象者	栄養改善及び見守りが必要な 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯		

7	事業名	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)への生活援助員の派遣	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分④]
	事業概要	高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供します。		
	対象者	高齢者世話付住宅入居者		

8	事業名	◎シニア人材の活用促進	事業区分	独自事業
	事業概要	東三河地域に所在する2校の福祉専門学校(豊川市・田原市)と介護保険事業者、東三河広域連合による人材育成・人材活用に関する協力体制を構築します。福祉専門学校においては、主に 60 代の高齢者を対象とした講座を開催し、介護の知識を有する人材を養成します。また、介護保険事業者においては、養成者を活用することで介護人材の確保に向けた取り組みを推進します。 なお、専門学校で受講する講座については、初任者研修等の資格取得までは至らないが、ある一定の専門的知識と技術を短期間で習得できるカリキュラムを検討します。		
	対象者	概ね 60 歳以上の方		

9	事業名	地域型訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分④]
	事業概要	元気な高齢者の社会参加を促進し、支援が必要な高齢者を支えるような仕組みづくりが求められていることから、ボランティア等により提供される生活援助等の多様な支援活動を実施します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

10	事業名	短期集中訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分④]
	事業概要	閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難な方を対象に、保健・医療の専門職が直接自宅を訪問し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を目的とした3～6か月程度の短期間で行われるサービスを提供します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

11	事業名	移動支援訪問サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分④]
	事業概要	介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を実施します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

12	事業名	地域型通所サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分④]
	事業概要	定期的な交流会やサロン、会食、居場所づくりなど定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりとして、ボランティア等により提供される住民主体による通いの場などの事業を実施します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

13	事業名	短期集中通所サービス	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分④]
	事業概要	入浴、調理、買物など生活行為に支障のある方を対象に、保健・医療の専門職による生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを3～6か月程度の短期間で実施します。		
	対象者	要支援1・2、総合事業対象者		

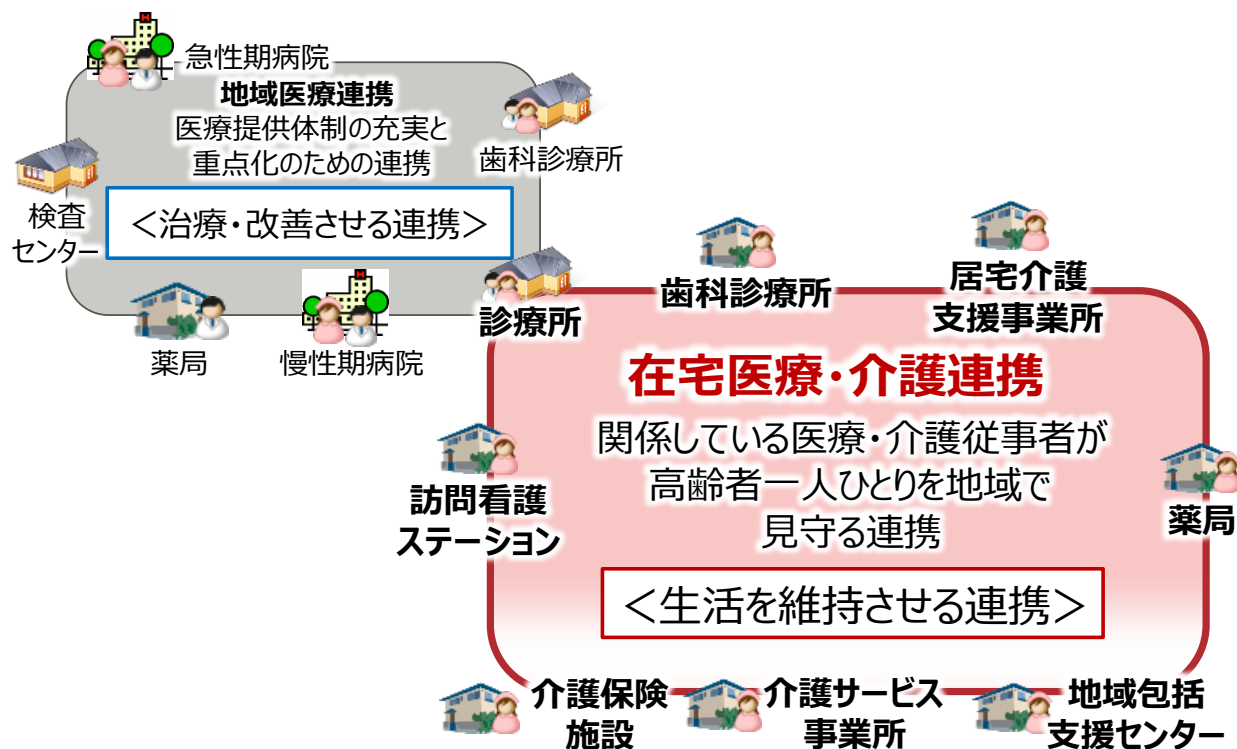
14	事業名	介護ボランティアポイント制度の実施	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分③]
	事業概要	基礎研修を受講した65歳以上の高齢者が、介護予防につながる介護支援ボランティア活動を行った場合、ボランティア活動実績を評価したうえでポイントを付与することで、高齢者の社会参加活動を促進します。 ※第7期事業計画期間中はモデル事業として蒲郡市で実施		
	対象者	65歳以上の高齢者(要介護・要支援認定者除く)		

6. [基本施策2-1] 在宅医療・介護連携の推進

自宅での看取りや介護の希望が増える中で、住み慣れた住まいで安心して暮らし続けることができるようにするためには、急性期の医療から在宅医療及び介護までの一連のサービスを切れ目なく提供することが求められます。特に入退院時や在宅療養時には、医療と介護のスムーズな連携が重要になります。

そこで、地域の医療・介護資源の把握をはじめ、連携時における課題の把握や対応策の検討を行い、切れ目ない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。また、「電子@連絡帳」を活用した情報連携を推進し、在宅医療を支える医療関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリ関係職種等）と介護関係者による多職種連携を推進します。

■在宅医療・介護連携の推進に向けた取り組みのイメージ



1	事業名	地域の医療・介護資源の把握	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに市町村が把握している情報と合わせて、リストやマップを作成します。また、作成したリスト等は、地域住民に公表するとともに、医療・介護関係者間の連携等に活用します。		
	対象者	医療・介護関係者、地域住民 など		

2	事業名	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。		
	対象者	医療・介護関係者		

3	事業名	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取り組みの企画・立案に向けた検討を推進します。		
	対象者	医療・介護関係者		

4	事業名	医療・介護関係者の情報共有の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	多職種間で患者やサービス利用者に関する情報共有を行うツールとして東三河地域の医療機関や介護事業所で利用されている「電子@連絡帳」の更なる普及と活用を促進し、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な取り組みを推進します。		
	対象者	医療・介護関係者、地域住民 など		

5	事業名	在宅医療・介護連携に関する相談支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行うために、在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介などを行います。		
	対象者	医療・介護関係者、地域住民 など		

6	事業名	医療・介護関係者の研修	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。		
	対象者	医療・介護関係者		

7	事業名	地域住民への普及啓発	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携に対する理解を促進します。		
	対象者	地域住民		

8	事業名	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	複数の関係市町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議を図るなど、在宅医療と介護の一体的な提供に向けた取り組みを推進します。		
	対象者	東三河8市町村		

9	事業名	地域ケア会議の開催[再掲]	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護、医療、福祉等の専門職や住民組織の関係者等の多職種協働による「地域ケア会議」を地域包括支援センター又は構成市町村が開催し、個別事例の課題解決や地域課題の抽出を行います。また、地域の課題やニーズは東三河広域連合が開催する地域ケア会議で集約し、課題解決に向けた事業化、施策化の検討を行います。		
	対象者	医療・介護等の専門職、地域の支援者、行政 など		

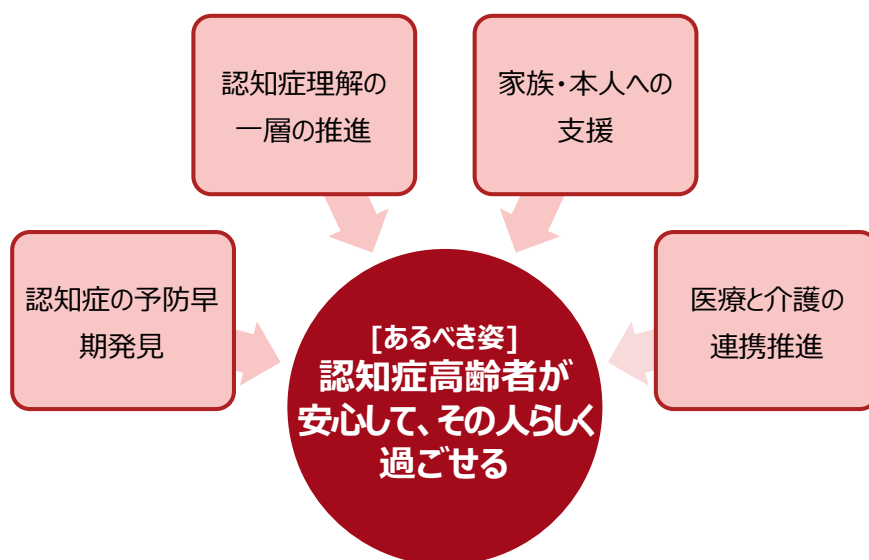
7. [基本施策2-2] 認知症施策の推進

認知症高齢者等に対してやさしい地域づくりを推進するためには、認知症の早期診断・早期対応を軸として、認知症の方がその時の容態に応じて、最もふさわしい場所で適切なサービスを受けられる仕組みを構築することが重要です。

また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する正しい知識の習得や理解の促進、認知症介護者の負担軽減、認知症の人やその家族の視点に立った取り組みの推進等、総合的な取り組みも必要です。

そこで、東三河広域連合では「認知症への理解を深めるための普及・啓発活動の促進」、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供」、「認知症の人やその家族への支援」の観点から、複合的な認知症施策を展開します。

■認知症施策の推進に向けた取り組みのイメージ



1	事業名	認知症支援体制の充実	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	複数の専門職から構成される認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が、認知症が疑われる人や、認知症の人・その家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活に向けたサポートを行います。		
	対象者	認知症高齢者及びその家族		

2	事業名	GPSによる徘徊高齢者家族支援サービスの推進	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	高齢者等の見守りや行方不明時の居場所を早期に確認するため、GPS等を用いた位置情報検索機器の購入に必要な初期費用の一部を助成します。		
	対象者	徘徊が見られる認知症高齢者を在宅で介護している家族		

3	事業名	徘徊・見守りSOSネットワークの推進	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	認知症高齢者等の徘徊による事故を未然に防ぐことを目的として認知症高齢者等の徘徊が発生した場合に、協力機関へFAX等で情報発信を行い、早期発見に向けた活動の協力を依頼するなど、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした事業を推進します。		
	対象者	徘徊により行方不明となる恐れのある方		

4	事業名	成年後見制度の利用に向けた支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	判断能力が不十分であり、また、親族などからの支援も見込めない低所得の高齢者を対象に成年後見制度の申立て費用や後見人報酬の一部を助成します。		
	対象者	生活保護法による保護を受けている方 など		

5	事業名	グループホーム入居者の負担軽減	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)への円滑な入居を支援するため、市民税非課税世帯者等の低所得者を対象に1日当たり500円の利用者負担の軽減を行います。		
	対象者	低所得のグループホーム入居者に対して負担軽減を行う事業者		

6	事業名	認知症サポーターの養成	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	認知症を正しく理解し、地域や職場において認知症の方やその家族を支える認知症サポーターの養成に向け、キャラバン・メイト(講師資格者)との連携をはじめ、企業や学校などを対象とした講座を開催します。		
	対象者	受講希望者		

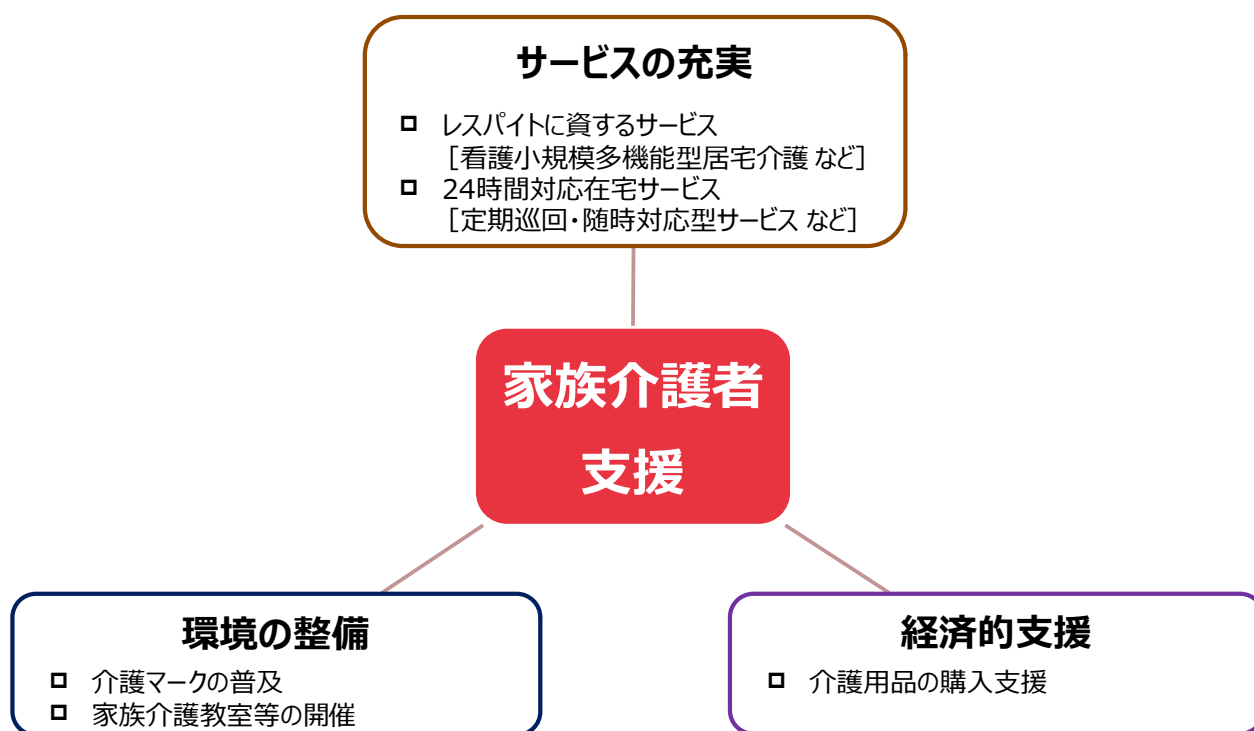
	事業名	グループホームの整備	事業区分	施設整備
7	事業概要	認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が家庭的な雰囲気の共同生活住居で、認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活とほぼ変わらない日常生活を送ることができるサービスです。認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護認定者の増加と共に認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を推進します。		
	整備箇所数	3施設[平成31年度]	2施設[平成32年度]	

8. [基本施策2－3] 家族介護者支援の推進

高齢者等実態把握調査の結果から東三河地域では、高齢者を介護している家族介護者等が抱える心身への負担や老老介護の割合が多くなっていることから、短期入所生活介護や通所介護などの家族レスパイトに資するサービスの充実に加え、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの24時間、365日対応の居宅サービスを充実させるなど、家族介護者の心身の負担を軽減する施策を推進します。

また、家族介護者の精神的側面を含めたより重層的な支援を行うため、家族介護者同士の交流や介護知識・技術の習得支援、家族介護者の負担軽減に資するインフォーマルサービス情報の提供など、家族介護者が安心して介護を続けられる環境の整備に努めます。

■家族介護者支援の推進に向けた取り組みのイメージ



1	事業名	介護マークの普及	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	一見すると介護していることが分かりにくい認知症状や障害を持つ方を介護している家族などを対象に介護マークを配布することで、地域や職場において認知症の方や家族を支える活動を支援します。		
	対象者	認知症や障害を持つ方を介護している家族 など		

2	事業名	介護用品の購入支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	在宅要介護認定者を介護する家族の経済的負担等の軽減をはじめ、在宅生活の継続や清潔で快適な在宅介護環境の保持を図るため、市町村民税非課税世帯等の低所得者を対象に年額 99,600 円分の介護用品券を支給します。		
	対象者	市町村民税非課税世帯であり、要介護4・5の認定者を在宅で介護している家族		

3	事業名	家族介護教室等の開催	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護による精神的・身体的負担の軽減を図るため、介護者向けに適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室や介護者相互の交流会等を開催します。		
	対象者	高齢者を介護している家族 など		

4	事業名	◎高齢者疑似体験による理解促進	事業区分	独自事業
	事業概要	認知症や加齢に伴うADLの低下による日常生活への影響は、本人自身でないと分からないことが多いことから、関係機関との連携のもと構成市町村が実施する各種教室や講座等で高齢者疑似体験セットを活用し、高齢者の身体的機能変化や心理的变化を体験してもらうことで、高齢者への理解を深める機会を創出します。		
	対象者	地域住民、医療・介護関係者 など		

5	事業名	◎インフォーマルサービスの活用促進	事業区分	独自事業
	事業概要	ボランティアやNPO、地域住民などが運営する助け合い活動や民間事業者が提供する日常生活支援サービス等の情報を集約・提供する仕組みを新たに創設し、家族介護者がニーズに応じた様々なサービスを活用できるよう支援します。		
	対象者	地域住民、医療・介護関係者 など		

6	事業名	事業区分	独自事業
	事業概要	介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するために、または将来に備えて介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成します。 また、この制度を活用し、東三河地域に所在する介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を推進します。	
	対象者	東三河地域に所在する介護事業所での勤務を希望する方、介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方	

7	事業名	事業区分	施設整備
	事業概要	中重度の要介護状態となっても、住み慣れた自宅で安心して生活を送れるよう、1日複数回の定期的な訪問サービスと深夜・夜間を始めとした緊急時の通報による訪問サービスを24時間365日提供するサービスです。家族介護者の負担軽減、地域包括ケアシステムの中核サービスとして本サービスの整備を推進します。	
	整備箇所数	3施設[平成31年度] 3施設[平成32年度]	

8	事業名	事業区分	施設整備
	事業概要	医療ニーズを併せ持つ利用者の状態に応じて「通い」、「訪問」、「泊まり」サービスに訪問看護を組み合わせる24時間365日提供するサービスです。家族介護者の負担軽減、地域包括ケアシステムの中核サービスとして本サービスの整備を推進します。	
	整備箇所数	1施設[平成31年度]	

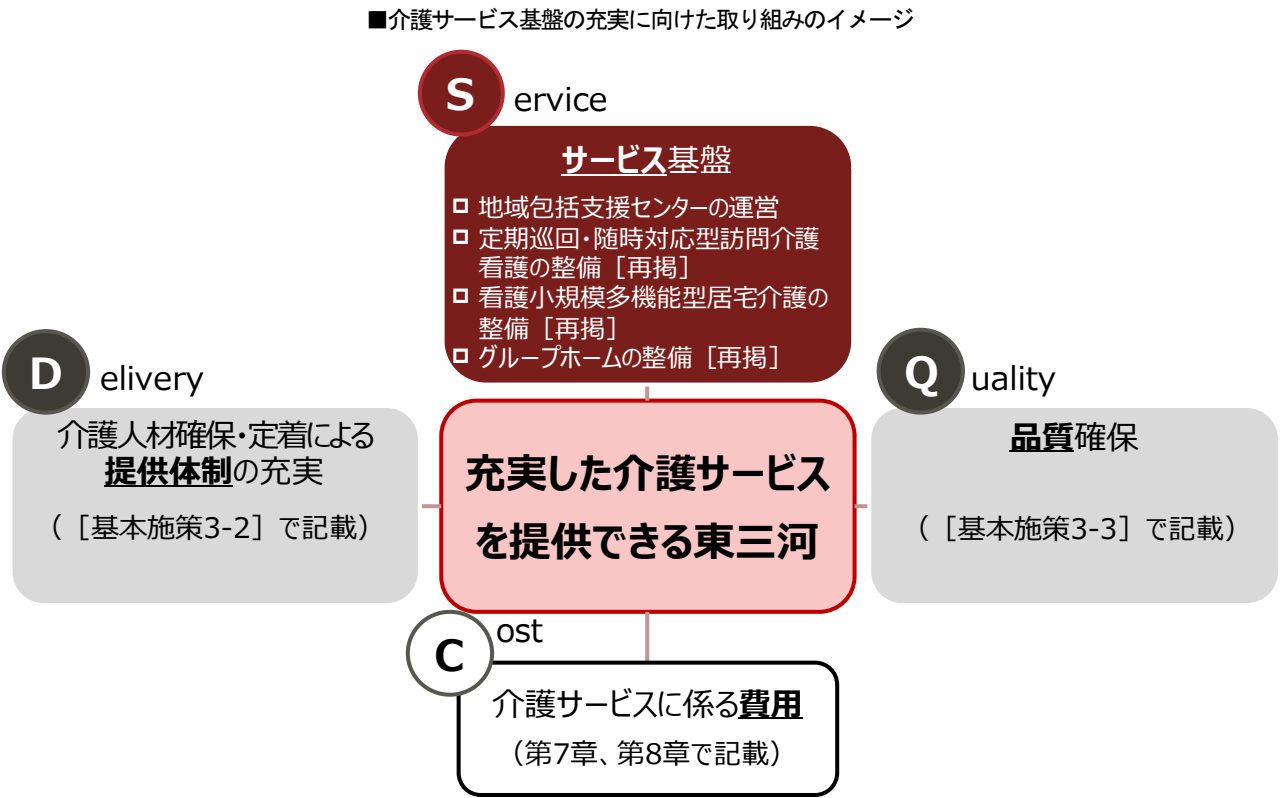
9	事業名	事業区分	施設整備
	事業概要	認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が家庭的な雰囲気のある共同生活住居で、認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活とほぼ変わらない日常生活を送ることができるサービスです。認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護認定者の増加と共に認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を推進します。	
	整備箇所数	3施設[平成31年度] 2施設[平成32年度]	

9. [基本施策3-1] 介護サービス基盤の充実

東三河地域では、要介護認定者数の増加が見込まれていることや、地域により介護サービスへのニーズが異なること、サービス利用の多様化が進んでいることから、組織横断的な対応が求められています。

東三河全域で充実した介護サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、各地域の特性やニーズに応じた介護サービス基盤の充実をはじめ、介護サービス水準の平準化など、適正なサービスの利用促進の観点から東三河の新たな介護保険者として介護保険制度を運営していく必要があります。

特に介護サービス基盤の充実については、東三河地域における介護保険サービスの利用状況等を把握・分析したうえで必要な介護サービスの充実に努めます。また、地域包括ケアシステムの拠点の一つとして、地域包括支援センターの運営を充実させていきます。



1	事業名	地域包括支援センターの運営	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護予防事業や総合相談支援業務、権利擁護業務など包括的支援事業を実施する地域包括支援センターを構成市町村に設置します。また、「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を推進します。		
	対象者	65 歳以上の高齢者及びその家族		

2	事業名	地域ケア会議の開催[再掲]	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護、医療、福祉等の専門職や住民組織の関係者等の多職種協働による「地域ケア会議」を地域包括支援センター又は構成市町村が開催し、個別事例の課題解決や地域課題の抽出を行います。また、地域の課題やニーズは東三河広域連合が開催する地域ケア会議で集約し、課題解決に向けた事業化、施策化の検討を行います。		
	対象者	医療・介護等の専門職、地域の支援者、行政 など		

3	事業名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 [再掲]	事業区分	施設整備
	事業概要	中重度の要介護状態となっても、住み慣れた自宅で安心して生活を送れるよう、1日複数回の定期的な訪問サービスと深夜・夜間を始めとした緊急時の通報による訪問サービスを24時間365日提供するサービスです。家族介護者の負担軽減、地域包括ケアシステムの中核サービスとして本サービスの整備を推進します。		
	整備箇所数	3施設[平成31年度] 3施設[平成32年度]		

4	事業名	看護小規模多機能型居宅介護の整備 [再掲]	事業区分	施設整備
	事業概要	医療ニーズを併せ持つ利用者の状態に応じて「通い」、「訪問」、「泊まり」サービスに訪問看護を組み合わせる24時間365日提供するサービスです。家族介護者の負担軽減、地域包括ケアシステムの中核サービスとして本サービスの整備を推進します。		
	整備箇所数	1施設[平成31年度]		

5	事業名	グループホームの整備 [再掲]	事業区分	施設整備
	事業概要	認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が家庭的な雰囲気の共同生活住居で、認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活とほぼ変わらない日常生活を送ることができるサービスです。認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護認定者の増加と共に認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を推進します。		
	整備箇所数	3施設[平成31年度] 2施設[平成32年度]		

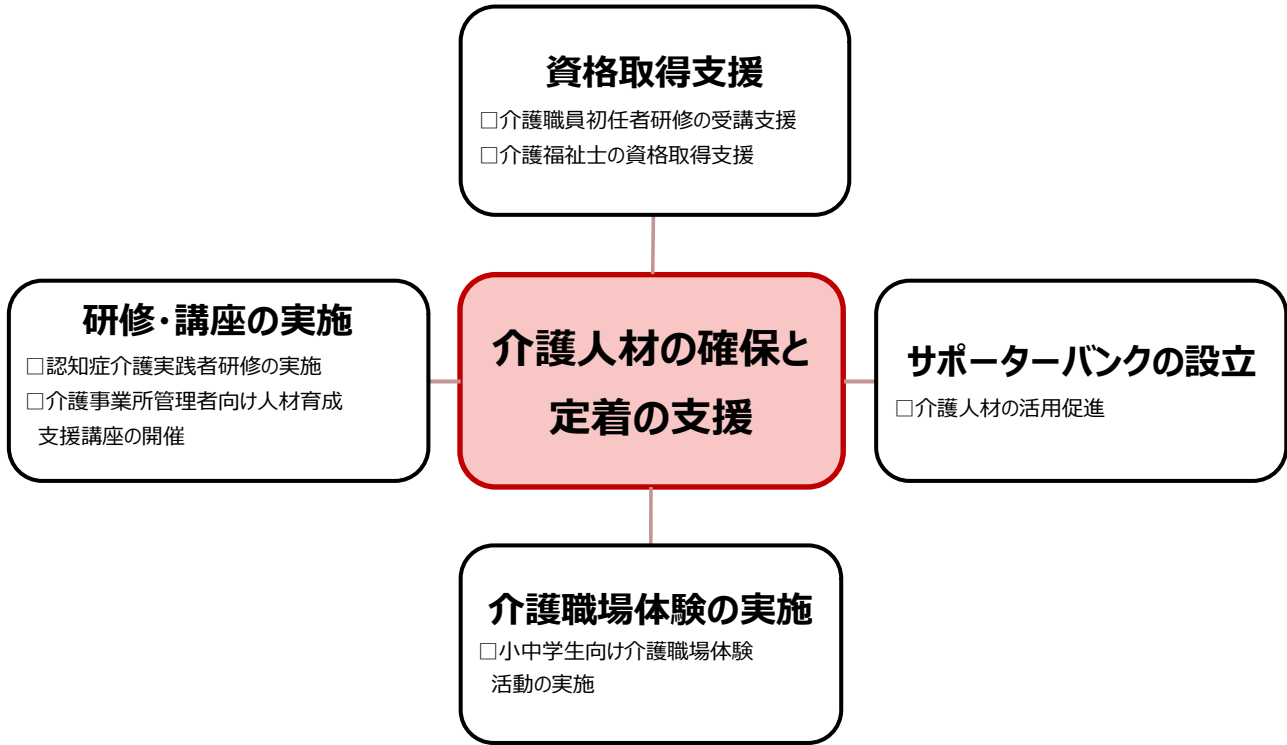
10. [基本施策3-2] 介護人材の確保と定着の支援

東三河地域では、介護人材の確保が大きな課題となっていることから、幅広い年齢層を対象とした介護や福祉に接する機会の提供をはじめ、介護の知識・資格の習得支援、養成した人材と介護事業者とのマッチングを行う新たな仕組みの創設など、潜在的な介護人材の創出に向けた取り組みを推進します。

また、介護人材の定着対策として、介護事業所の管理者を対象とした人材育成研修を新たに実施し、働きやすい職場環境の構築を支援します。

その他、従来、市町村単独では実施することが困難な研修や社会資源との連携事業など、東三河広域連合の強みを活かした新たな取り組みも推進します。

■新たな介護人材の確保と定着に向けた取り組みのイメージ



1	事業名	◎介護職員初任者研修の受講支援 [再掲]	事業区分	独自事業
	事業概要	介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するために、または将来に備えて介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成します。 また、この制度を活用し、東三河地域に所在する介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を推進します。		
	対象者	東三河地域に所在する介護事業所での勤務を希望する方、介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方		

2	事業名	介護福祉士の資格取得支援	事業区分	独自事業
	事業概要	東三河地域に所在する福祉専門学校(豊川市・田原市)が実施する働きながら資格取得を目指す支援プログラム制度の取り組みに対して、学校と東三河広域連合が協定を締結し、介護事業所の参画を促すとともに普及・啓発等を行い、新たな人材確保に向けた取り組みを推進します。		
	対象者	働きながら資格取得を希望する方		

3	事業名	◎認知症介護実践者研修の実施	事業区分	独自事業
	事業概要	介護サービスを利用する認知症高齢者数が年々増加している中、介護現場においては認知症に関する正しい知識の習得と認知症ケア技術の向上が求められていることから、認知症介護実践者研修を開催し、認知症要介護者への適切なケアを行う実践能力の向上を図ります。		
	対象者	東三河地域に所在する介護事業所の従業者		

4	事業名	◎介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催	事業区分	独自事業
	事業概要	介護事業所の管理者等を対象に管理者としての意識及び役割の重要性を認識するとともに、職員の育成や働きがいのある職場づくりを実践するための実務能力の向上を図ります。		
	対象者	介護事業所管理者又は施設長		

5	事業名	小中学生向け介護職場体験活動の実施	事業区分	独自事業
	事業概要	関係機関との連携のもと小中学生を対象とした介護職場体験機会の確保をはじめ、施設職員による出前講座などを通じて、将来介護を担う人材育成のための取り組みを推進します。		
	対象者	小中学生		

6	事業名	◎介護人材の活用促進	事業区分	独自事業
	事業概要	介護事業所の一時的な人手不足に対応するため、送迎や配膳、清掃など特別な資格を持たなくても従事できる介護業務を補助する人材として、有償・無償のサポーターの登録や派遣を行う新たな仕組みである「介護サポーターバンク」の設立を検討します。また、本バンクには、結婚・出産等で介護事業所を退職された潜在的有資格者の発掘・登録も行い、介護事業所の有資格者ニーズにも対応します。		
	対象者	どなたでも		

11. [基本施策3-3] 介護保険制度の円滑な運営

高齢化の急速な進展により、今後ますます介護サービス需要の増加が見込まれています。このため、健全な介護保険財政のもと、将来にわたり安定した制度として維持していくためには、被保険者が過不足の無い適正なサービスを将来にわたり安定的に受給できる環境づくりが重要となってきます。

そこで東三河広域連合では、保険者統合による財政基盤の安定化を活かして、ケアプランチェックや要介護認定の平準化など、東三河地域における介護サービス水準の向上を目指します。また、介護ロボットやA I（人工知能）を活用したケアプランの作成支援など、先端技術の導入支援も視野に入れた検討を進めます。

1	事業名	介護サービス事業者等の適正化の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分②]
	事業概要	介護サービス事業者への最新の情報提供をはじめ、ケアマネジャー等を対象とした研修会の開催など適切なサービス提供に向けた支援を実施します。		
	対象者	介護サービス事業者		

2	事業名	ケアプラン作成能力向上の支援	事業区分	地域支援事業 [事業整理区分①]
	事業概要	給付の透明性を高め健全な制度の運営を図るため、ケアマネジャーの資格を持つ職員を確保し、ケアプラン作成時の一連のプロセスを現場で確認・指導を行うとともに、ケアマネジャーのケアプラン作成能力向上に向けた取り組みを推進します。		
	対象者	居宅介護支援事業者、地域包括支援センター職員		

3	事業名	◎介護保険シンポジウムの開催	事業区分	独自事業
	事業概要	医療職や介護職などをはじめ、ボランティア団体や住民など多職種を対象としたシンポジウムを開催し、医療や介護に関する映画の上映や地域包括ケアなどの取り組み事例の発表、地域包括ケアかわら版の発行など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを広く周知します。		
	対象者	医療・介護関係者、地域住民		

4	事業名	◎高齢者情報の一元化と情報共有システム構築の検討	事業区分	独自事業
	事業概要	医療・介護・福祉サービスを円滑に提供していくため、高齢者情報の一元化とシステム構築に向けた検討を進めます。集約した情報は、医療関係者や介護事業者、行政で共有し在宅高齢者支援に活用します。		
	対象者	医療・介護関係者、行政		

第7章 介護保険サービスの現状分析と整備方針

1. 介護保険サービス利用量の現状

(1) 居宅サービスの利用状況

居宅サービスについては、東三河地域では通所介護を中心に、受給者数、事業所数とも利用が広がっています。訪問介護などの訪問系サービス、短期入所生活介護については、全国や愛知県に比べて利用割合が高いとは言えない状況の中、サービスの充足度としては、現状の提供体制では限界に近い水準となりつつあります。

居住市町村以外の事業所から受けているサービスの状況は、蒲郡市並びに中山間地域では東三河地域外からの受給が他市と比べてやや多く、また豊川市の訪問・通所系サービス事業所は、他市町村の事業所と比べ、東三河の各地域へサービスを提供している傾向があります。

居宅サービス	
①訪問介護	P.71
②訪問入浴介護	P.73
③訪問看護	P.74
④訪問リハビリテーション	P.76
⑤居宅療養管理指導	P.77
⑥通所介護(デイサービス)	P.78
⑦通所リハビリテーション	P.80
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)	P.81
⑨短期入所療養介護	P.83
⑩福祉用具貸与	P.84
⑪特定施設入居者生活介護	P.86
⑫居宅介護支援	P.87
⑬介護予防支援	P.88

①訪問介護

訪問介護（予防給付を含む）は、居宅にホームヘルパー等が訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は、介護給付が3,100人、予防給付が1,724人で、前年度と比較してほぼ横ばいとなっています。月当たりの利用回数は、介護給付が66,141回で、微減となっています。また、事業所数は、都市部を中心に介護給付が113事業所で、やや増加しています。

常勤の訪問介護員数に基づくサービス提供可能量は、介護給付については月当たり70,000回強と横ばいです。サービス利用率は、介護給付のみで95%前後であることから、予防給付も含めると供給体制としてはほぼ限界に近いと考えられます。

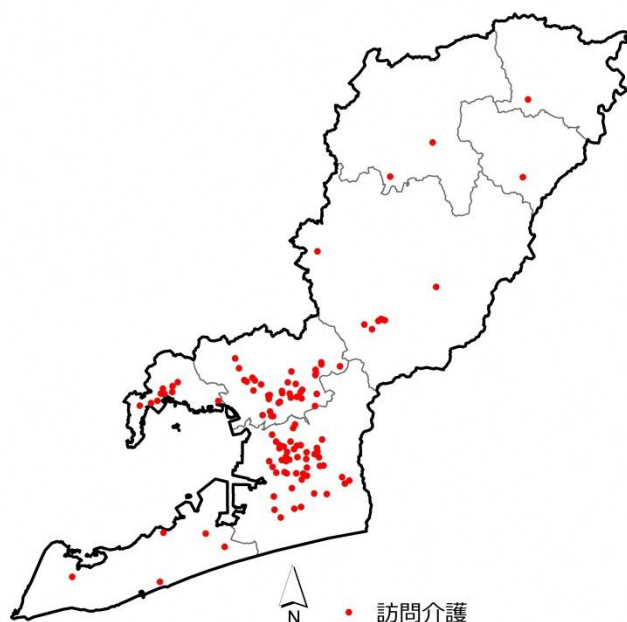
今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、本サービスを必要とする人も増加することが予想されます。なお、介護予防訪問介護については、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行されています。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月）A	介護	3,138	3,100
	予防	1,695	1,724
利用回数（回／月）B	介護	67,507	66,141
	介護	109	113
事業所数（か所）C	予防	97	109
	計	70,235	70,387
サービス提供可能量（回／月）D			
サービスの利用率 B／D		介護のみ96.1%	介護のみ94.0%

※受給者数、利用回数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

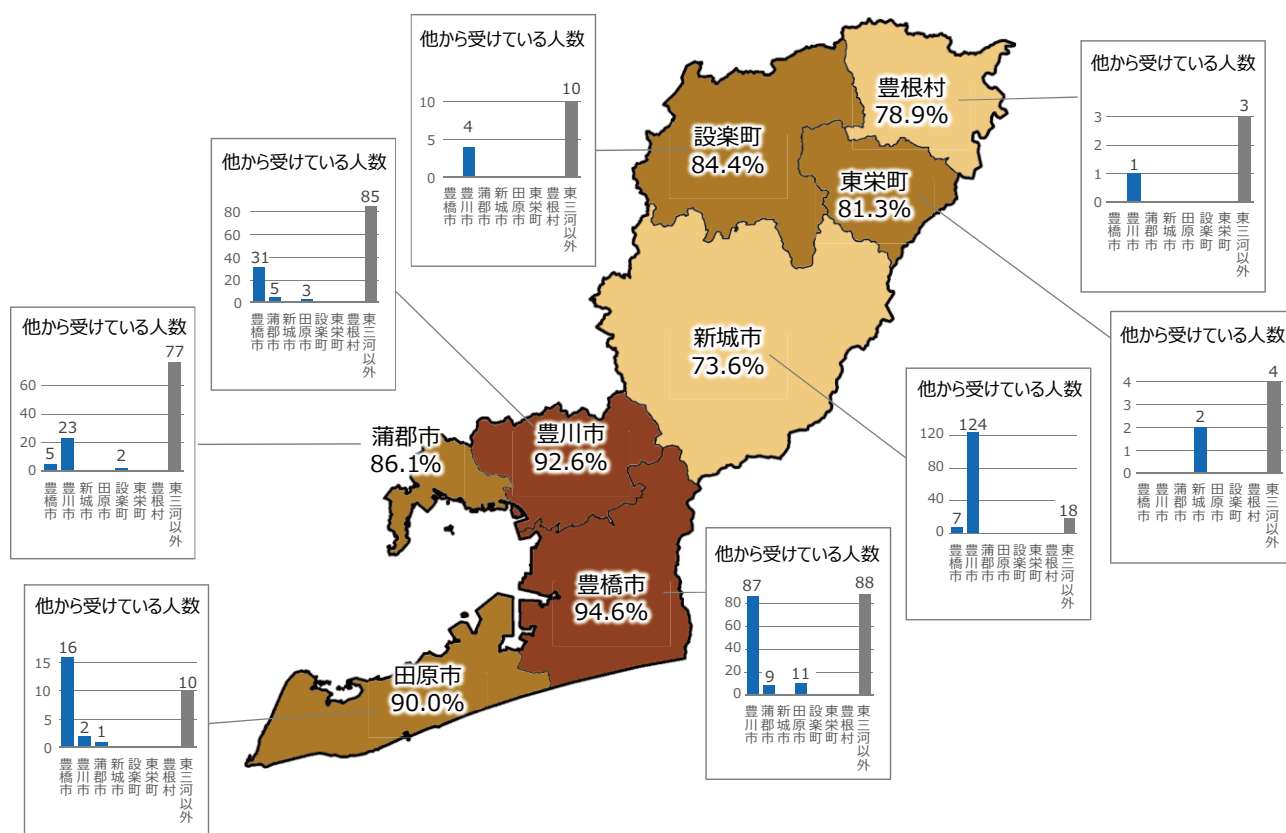
※サービス提供可能量＝常勤換算職員数×月92.1回（「平成27年度介護サービス施設・事業所調査の概況」、訪問介護員、厚生労働省を使用した。）

■東三河地域の分布状況〔訪問介護事業所〕



訪問介護について、サービスの提供範囲や市町村を超えたサービスの利用状況を分析したところ、都市部では居住している市の事業所からサービスの提供を受けている割合が9割前後となっています。自市町村以外からのサービス利用としては、豊川市からのサービス利用が目立ちます。また、蒲郡市は東三河以外の市町村からの利用も多い状況です。一方、中山間部では居住している市町村からサービスの提供を受けている割合は8割前後となっています。

■東三河地域での相互利用状況 [訪問介護]



②訪問入浴介護

訪問入浴介護（予防給付を含む）は、居宅に訪問入浴車が訪問し、浴槽を提供して入浴の援助を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。

平成 28 年度の月当たりの受給者数は、介護給付が 380 人、月当たりの利用回数は、介護給付が 2,065 回で、前年度と比較してやや減少しました。事業所数は、13 事業所でこの 2 年間変化はありません。

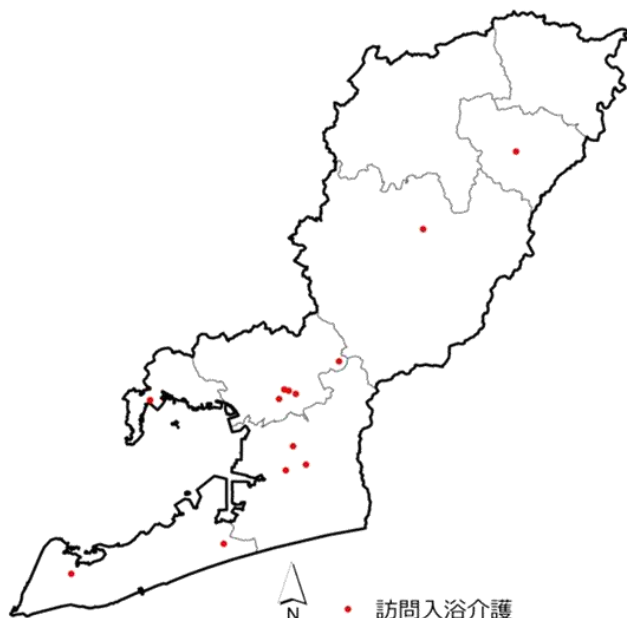
寝たきり等で通所介護の利用が困難な方や家庭用の浴槽では入浴が困難な方を主な対象としており、重度の方でも安心して在宅生活を継続していくために大きな役割を果たすサービスです。

今後、重度の人が在宅で過ごす場合が増加すると、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	382	380
	予防	3	4
利用回数（回／月） B	介護	2,182	2,065
	予防	13	25
事業所数（か所） C	介護	13	13
	予防	13	13

※受給者数、利用回数は各年度10月利用分、事業所数は各年度4月現在

■東三河地域の分布状況〔訪問入浴介護事業所〕



③訪問看護

訪問看護（予防給付を含む）は、居宅に看護師等が訪問して、主治医の指示書のもと、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、心身機能の維持回復及び生活機能の維持・向上を目指すサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は、介護給付が1,166人、予防給付が145人、月当たりの利用回数は介護給付が7,187回、予防給付が716回で、前年度と比較して増加傾向にあります。

事業所数は、都市部を中心に39事業所で、前年度と比較してやや増加しています。

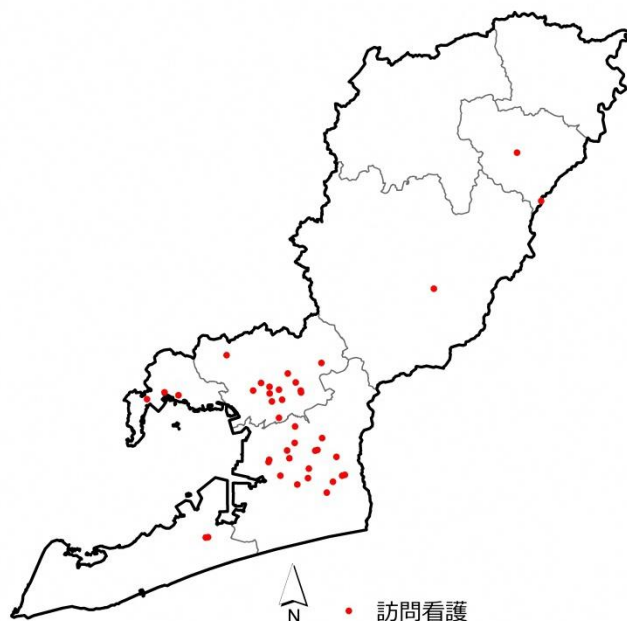
常勤の看護職員数（理学・作業療法士等を含む）に基づくサービス提供可能量は、介護給付、予防給付を合わせて、月当たり15,000回弱であり、やや増加しています。サービス利用率は、介護給付、予防給付を合わせて50～60%程度であることから、供給体制としては余裕があると考えられます。

比較的要介護度の低い段階からサービスが利用されており、予防的な視点で更に利用が広がるとともに、今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、医療・介護の連携体制が強化されると、施設には入所せず在宅で訪問による医療サービスを受けながら過ごす人が増加し、本サービスを必要とする人が大きく増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	1,083	1,166
	予防	122	145
利用回数（回／月） B	介護	7,170	7,187
	予防	643	716
事業所数（か所） C	介護	33	39
	予防	30	36
サービス提供可能量（回／月） D	計	13,255	14,905
サービスの利用率 B／D		58.9%	53.0%

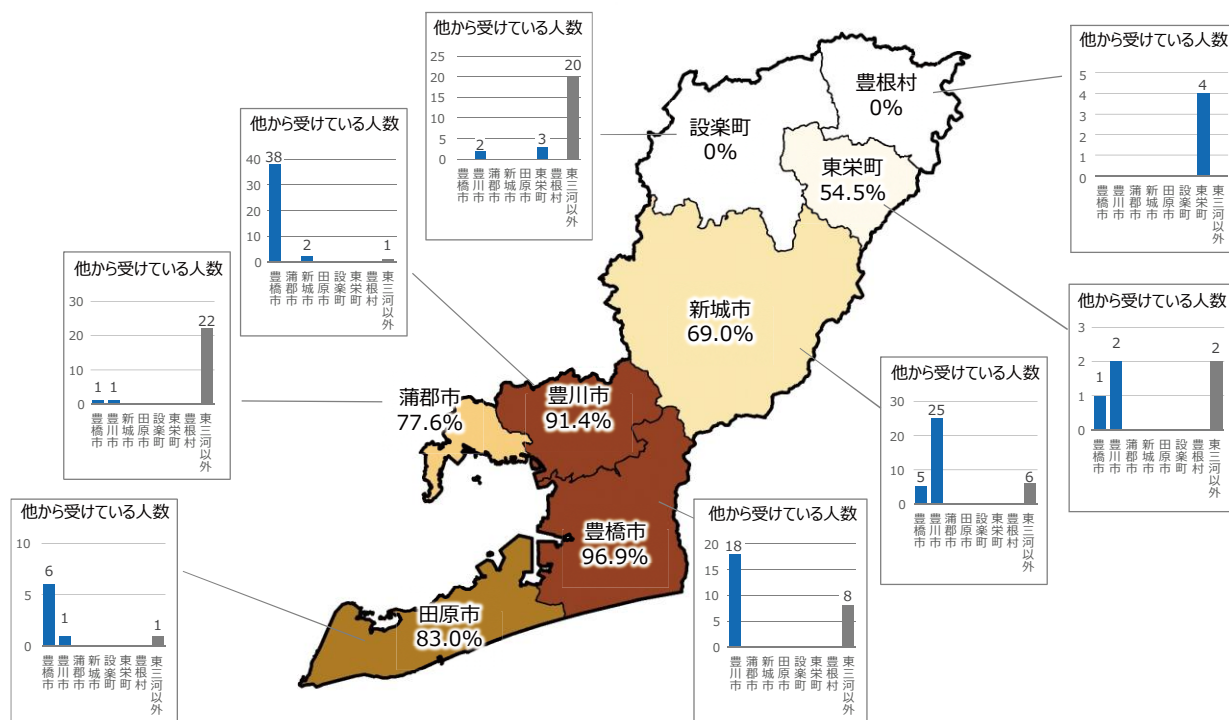
※受給者数、利用回数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在
 ※サービス提供可能量＝常勤換算職員数×月89.2回（「平成27年度介護サービス施設・事業所調査の概況」、看護職員（看護師、保健師、准看護師、理学・作業療法士の合計）、厚生労働省を使用した。）

■東三河地域の分布状況〔訪問看護事業所〕



訪問看護について、サービスの提供範囲や市町村を超えたサービスの利用状況を分析したところ、都市部では居住している市からサービスの提供を受けている割合が8～9割前後となっています。蒲郡市は東三河以外の市町村からの利用が目立ちます。一方、中山間部では居住している市町村からサービスの提供を受けている割合は低く、設楽町や豊根村ではすべてを東三河や東三河以外の市町村からの利用となっています。

■東三河地域での相互利用状況〔訪問看護〕



④訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション（予防給付を含む）は、居宅に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他のリハビリテーションを行うサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は、介護給付が561人、予防給付が109人、月当たりの利用回数は介護給付が6,188回、予防給付が1,173回で、前年度と比較して増加傾向にあります。

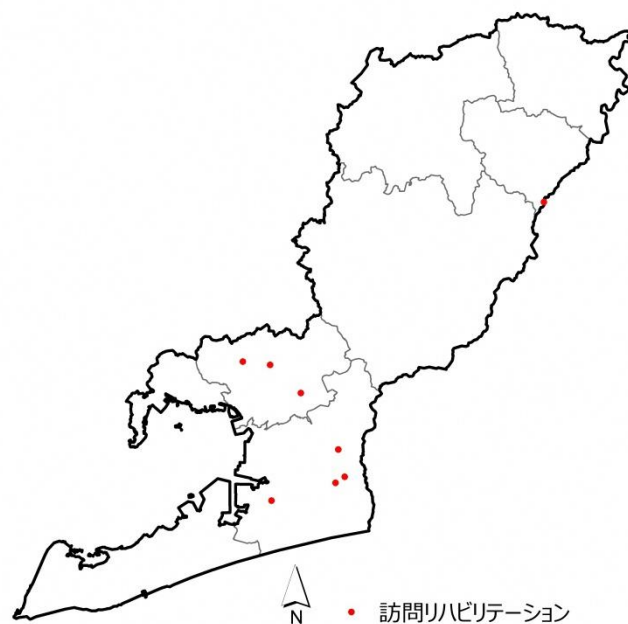
事業所数は、豊橋市4事業所、豊川市3事業所、東栄町1事業所の計8事業所で、前年度と変化はありません。

比較的要介護度の低い段階からサービスが利用されており、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、医療・介護の連携体制が強化されると、施設には入所せず在宅で訪問による医療サービスを受けながら過ごす人が増加し、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月）A	介護	540	561
	予防	103	109
利用回数（回／月）B	介護	6,588	6,188
	予防	1,096	1,173
事業所数（か所）C	介護	8	8
	予防	8	8

※受給者数、利用回数は各年度10月利用分、事業所数は各年度4月現在

■東三河地域の分布状況〔訪問リハビリテーション事業所〕



⑤居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士、歯科衛生士が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

平成 28 年度の月当たりの受給者数は、介護給付が 1,928 人、予防給付が 107 人で、前年度と比較して増加傾向にあります。

本サービスを提供している事業所（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション等）の数は、合わせて 1,149 事業所で、やや増加しています。

比較的要介護度の低い段階からサービスが利用されており、今後、75 歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、医療・介護の連携体制が強化されると、施設には入所せず在宅で訪問による医療サービスを受けながら過ごす人が増加し、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	1,779	1,928
	予防	100	107
事業所数（か所） C ※みなし指定のみ	介護	1,118	1,149
	予防	1,117	1,148

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数は各年度4月現在

⑥通所介護（デイサービス）

通所介護（予防給付を含む）は、デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は、介護給付が6,465人、予防給付が3,089人、月当たりの利用回数は、介護給付が77,400回となっています。前年度と比較して介護給付が減少している理由は、平成28年4月より定員18人以下の事業所が地域密着型通所介護にサービス類型が変更されたことによります。

事業所数は、都市部を中心に159事業所が整備されています。

利用定員数と営業日に基づくサービス提供可能量は、介護給付については月当たり117,500回強で、前年度よりやや増加しています。平成28年度のサービス利用率は、介護給付のみで65%前後であることから、供給体制としては十分に余裕があると考えられます。

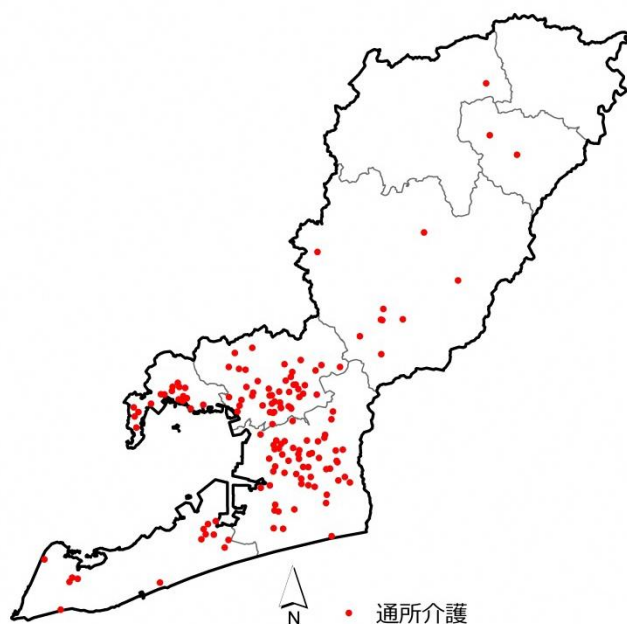
本サービスは、比較的要介護度の低い段階から利用されていること、また、東三河地域では本サービスの利用割合が居宅サービスの中では一番高いこと、介護家族者のレスパイトケアに資するサービスであることから、今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれるため、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

なお、介護予防通所介護については、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行されています。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	8,184	6,465
	予防	2,914	3,089
利用回数（回／月） B	介護	99,857	77,400
事業所数（か所） C	介護	144	159
	予防	236	263
サービス提供可能量（回／月） D	計	109,818	117,528
サービスの利用率 B／D		介護のみ90.9%	介護のみ65.9%

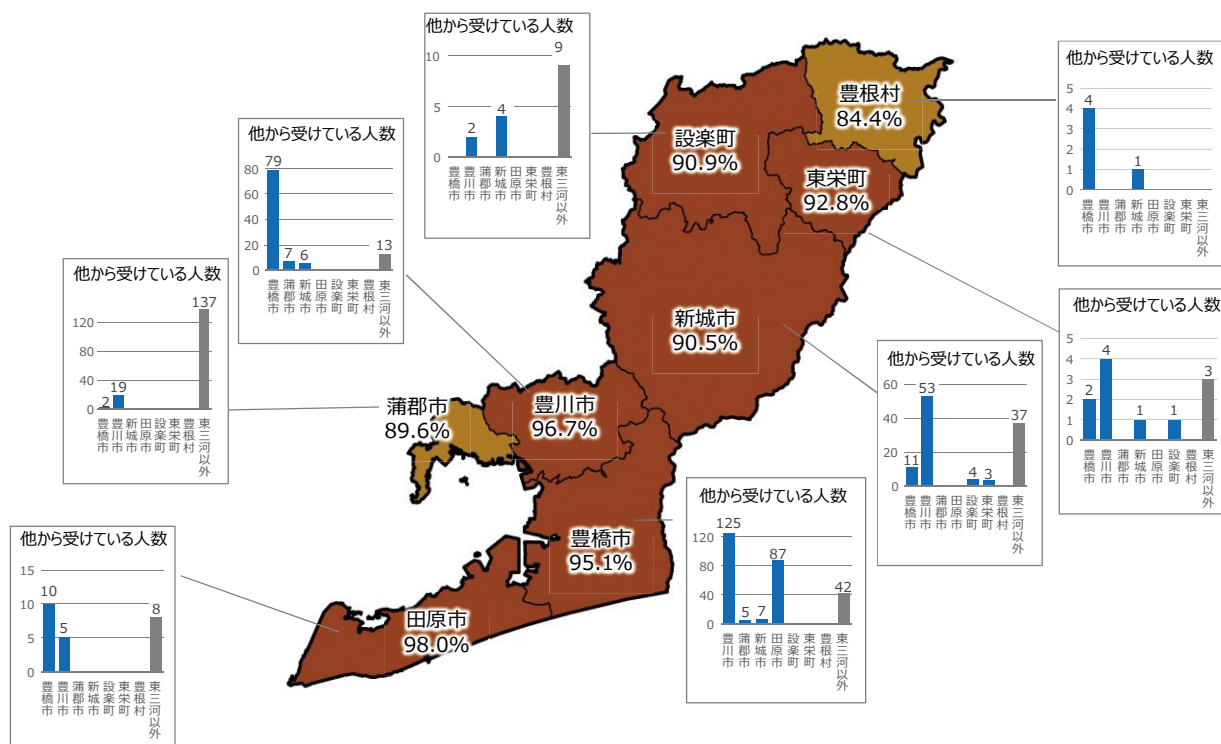
※受給者数、利用回数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在
 ※サービス提供可能量＝各事業所の定員数×週間営業日数の合計×月4.3週（祝日、年末年始等は考慮せず。）

■東三河地域の分布状況〔通所介護事業所〕



通所介護について、サービスの提供範囲や市町村を超えたサービスの利用状況を分析したところ、8市町村とも居住している市町村の事業所からサービスの提供を受けている割合が9割前後と大部分を占めています。

■東三河地域での相互利用状況〔通所介護〕



⑦通所リハビリテーション

通所リハビリテーション（予防給付を含む）は、介護老人保健施設や病院・診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に向け、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は、介護給付が2,170人、予防給付が928人、月当たりの利用回数は、介護給付が18,955回で、前年度と比較して介護給付はやや減少、予防給付はやや増加しています。事業所は、都市部を中心に18事業所が整備されており、事業所数は前年度と変化はありません。

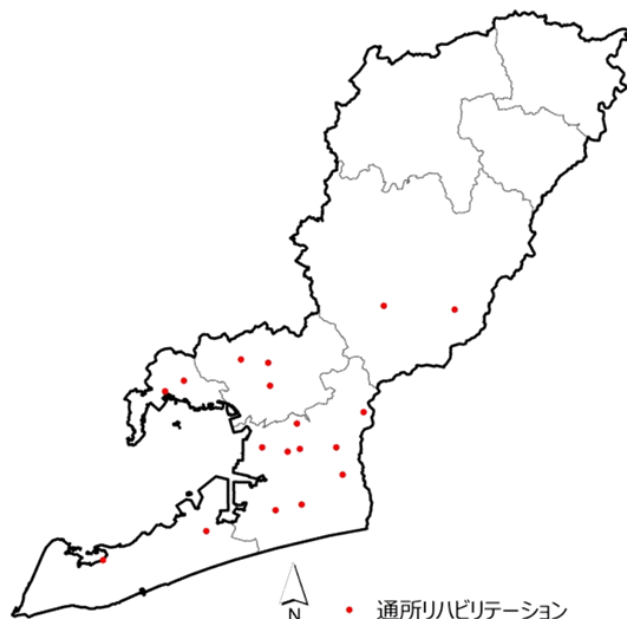
平成28年度のサービス利用率は、介護給付のみで83%前後であることから、供給体制としては現状の利用状況なら支えられる程度と考えられます。

比較的要介護度の低い段階からサービスが利用され、今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月）A	介護	2,204	2,170
	予防	842	928
利用回数（回／月）B	介護	20,291	18,955
事業所数（か所）C	介護	18	18
	予防	18	18
サービス提供可能量（回／月）D	計	22,833	22,833
サービスの利用率 B／D		介護のみ88.9%	介護のみ83.0%

※受給者数、利用回数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在
 ※サービス提供可能量＝各事業所の定員数×週6日みなしの合計×月4.3週（祝日、年末年始等は考慮せず。）

■東三河地域の分布状況〔通所リハビリテーション事業所〕



⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護（予防給付を含む）は、特別養護老人ホームや老人短期入所施設等において、短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は、介護給付が2,193人、予防給付が89人、月当たりの利用回数は、介護給付が19,593回、予防給付が374回で、前年度と比較して介護給付、予防給付とも微増となっています。

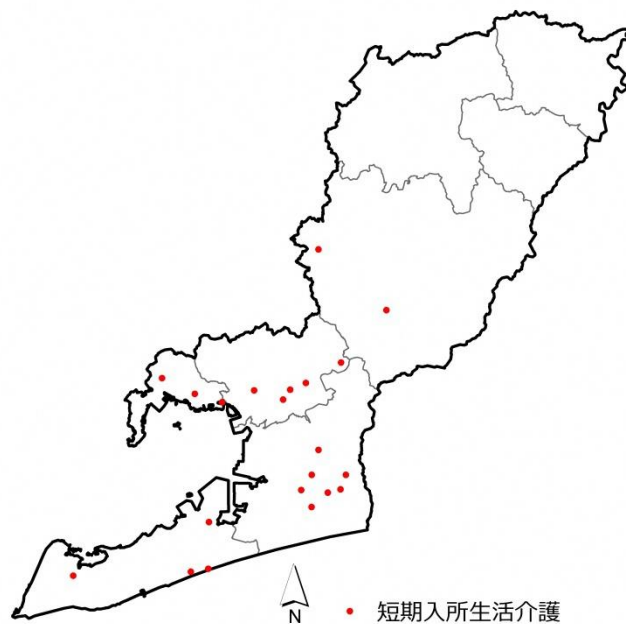
事業所は、都市部を中心に46事業所が整備されています。平成28年度のサービス利用率は、介護給付、予防給付を合わせて90%弱であることから、供給体制としては現状の利用状況なら支えられる程度と考えられます。

今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれること、さらに、家族介護者へのレスパイトケアに資するサービスであることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	2,126	2,193
	予防	79	89
利用日数（日／月） B	介護	19,303	19,593
	予防	299	374
事業所数（か所） C	介護	44	46
	予防	41	43
サービス提供可能量 （日／月） D	計	22,000	23,164
サービスの利用率 B／D		89.1%	86.2%

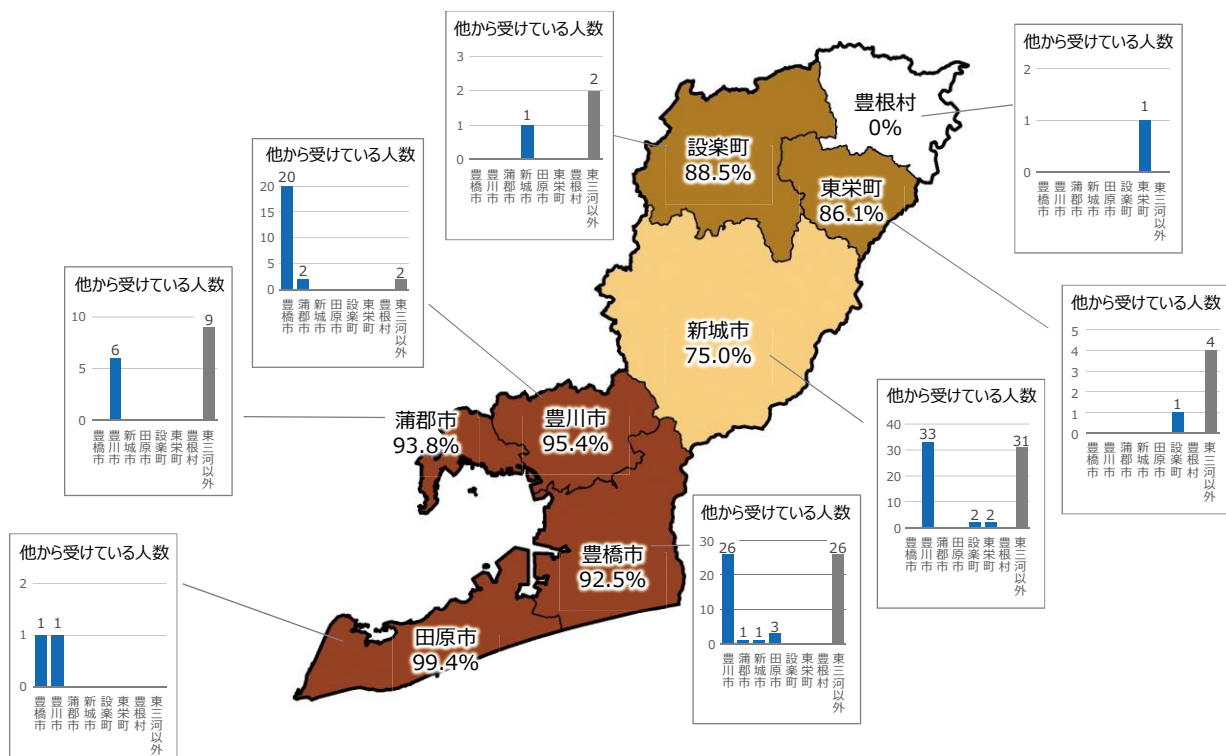
※受給者数、利用日数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在
 ※サービス提供可能量＝各事業所の定員数×月30日の合計×稼働率97%仮定

■東三河地域の分布状況〔短期入所生活介護事業所〕



短期入所生活介護について、サービスの提供範囲や市町村を超えたサービスの利用状況を分析したところ、都市部では居住している市からサービスの提供を受けている割合が9割を超えています。一方、中山間部では居住している市町村からサービスの提供を受けている割合は7～8割となっています。なお、豊根村では対象者は1人のみであり、東栄町の施設を利用しています。また、蒲郡市並びに中山間地域では東三河以外の市町村からの利用もやや目立ちます。

■東三河地域での相互利用状況〔短期入所生活介護〕



⑨短期入所療養介護

短期入所療養介護（予防給付を含む）は、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等において、短期間入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービスです。

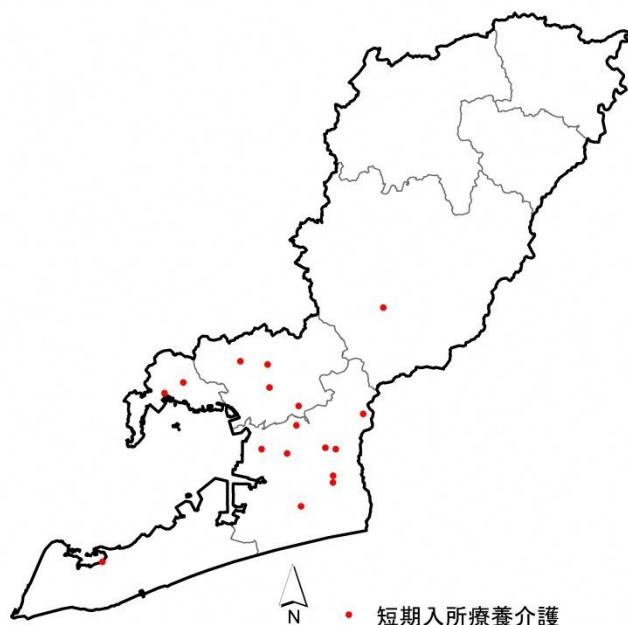
平成 28 年度の月当たりの受給者数は、介護給付が 315 人、予防給付が 8 人、月当たりの利用回数は、介護給付が 2,165 回、予防給付が 32 回で、前年度と比較して介護給付、予防給付とも微減となっています。事業所は、都市部を中心に 21 事業所が整備されています。

今後、75 歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれること、さらに、家族介護者へのレスパイトケアに資するサービスであることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	337	315
	予防	11	8
利用日数（日／月） B	介護	2,259	2,165
	予防	40	32
事業所数（か所） C	介護	21	21
	予防	20	20

※受給者数、利用日数は各年度10月利用分、事業所数は各年度4月現在

■東三河地域の分布状況 [短期入所療養介護事業所]



⑩福祉用具貸与

福祉用具貸与（予防給付を含む）は、日常生活上の便宜を図るための用具、機能訓練のための用具であって要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである福祉用具の貸与を行うサービスです。具体的には、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、歩行器、杖などがあります。

平成28年度の月当たりの受給者数は、介護給付が7,703人、予防給付が2,822人で、前年度と比較して介護給付、予防給付とも増加しています。

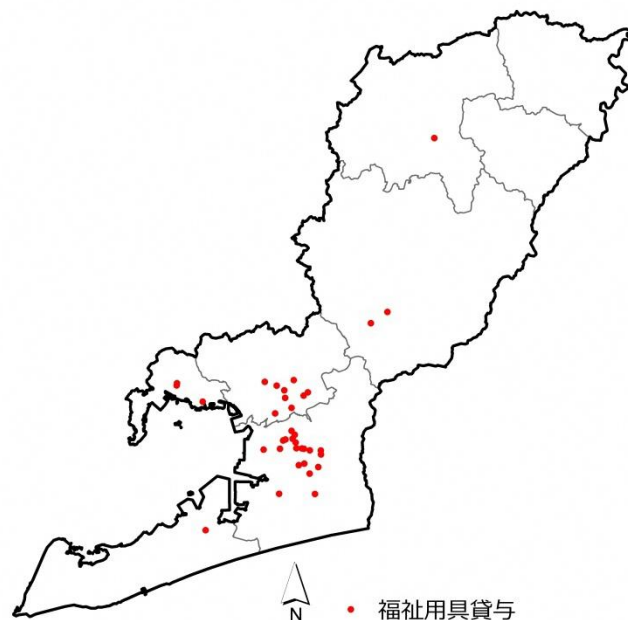
事業所数は、都市部を中心に整備されています。なお、本サービスは、他のサービスのように介護人材の配置を必要とするサービスではないことから、東三河地域以外の様々な事業所が必要なサービスを提供しています。

比較的要介護度の低い段階からサービスが利用されており、今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月）A	介護	7,525	7,703
	予防	2,508	2,822
事業所数（か所）C	介護	32	36
	予防	31	35

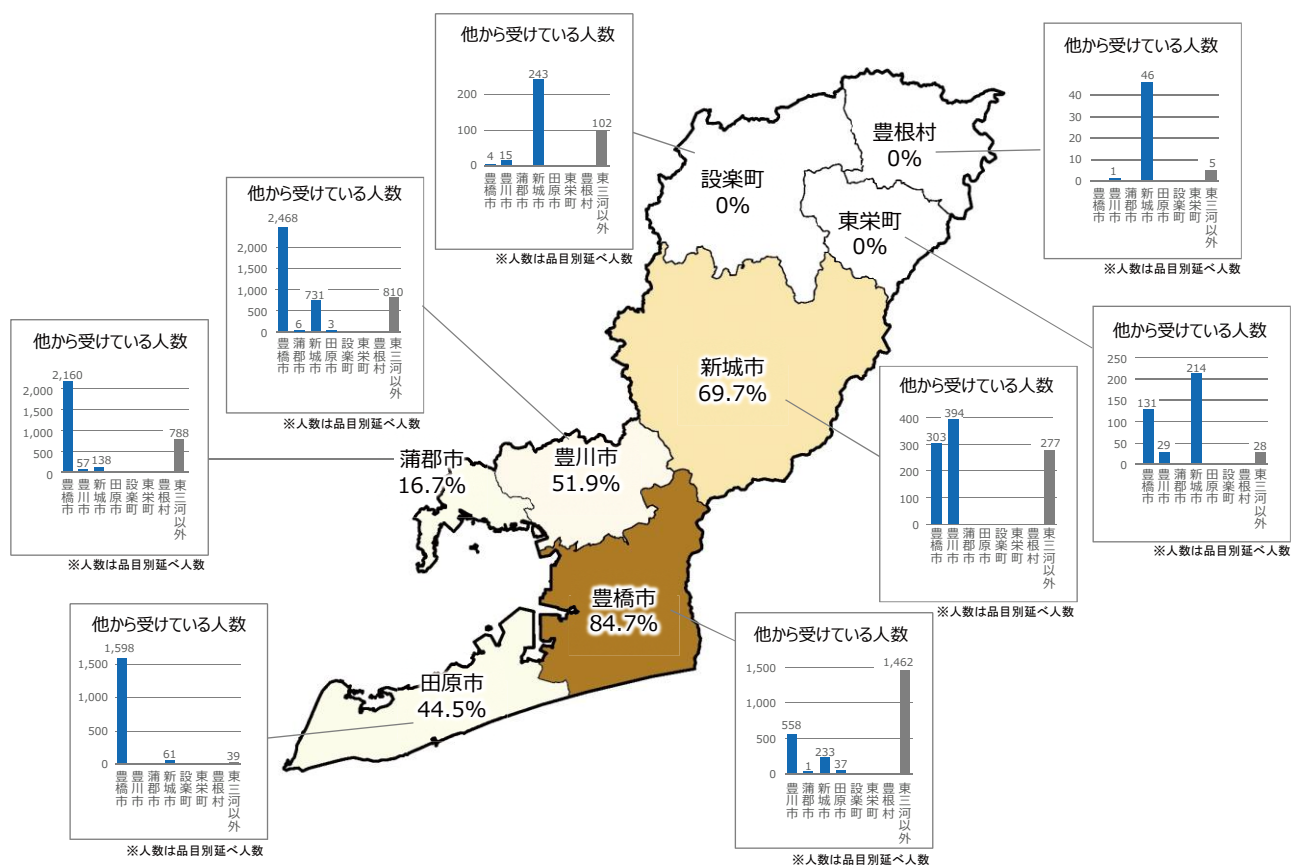
※受給者数は各年度10月利用分、事業所数は各年度4月現在

■東三河地域の分布状況〔福祉用具貸与事業所〕



福祉用具貸与について、サービスの提供範囲や市町村を超えたサービスの利用状況を分析したところ、豊橋市では居住している市からサービスの提供を受けている割合が8割を超えています。その他の市町村については、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市では豊橋市や東三河以外の事業所からの利用が目立ちます。設楽町、東栄町、豊根村では新城市の事業所からの利用が目立ちます。

■東三河地域での相互利用状況〔福祉用具貸与〕



⑪特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護（予防給付を含む）は、特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホームに入居している要介護者等について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は、介護給付が458人、予防給付が79人で、前年度と比較してやや増加しています。また、事業所数は、都市部を中心に12事業所となっています。

総利用定員数は558人であり、平成28年度のサービス利用率は、介護給付、予防給付を合わせて96%強であることから、供給体制としては限界が近づきつつあると考えられます。

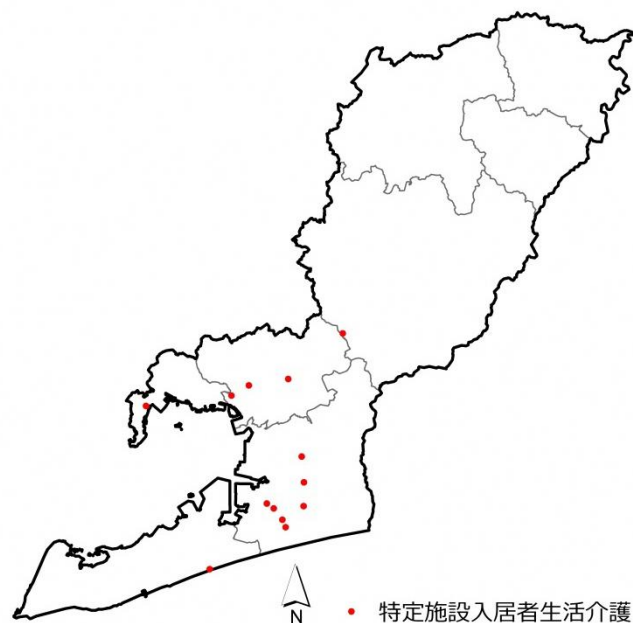
今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれること、さらに、介護保険施設等の整備状況、サービス付き高齢者向け住宅の動向、施設・居住系サービスに対する利用者の嗜好の変化等を考慮すると、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	427	458
	予防	78	79
事業所数（か所） C	介護	12	12
	予防	11	11
サービス提供可能量（人／月） D	計	558	558
サービスの利用率 A／D		90.5%	96.2%

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

※サービス提供可能量＝各事業所の定員数の合計

■東三河地域の分布状況〔特定施設入居者生活介護事業所〕



⑫居宅介護支援

居宅介護支援は、居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう介護支援専門員が、本人の心身の状況や置かれている環境、また、本人や家族の希望等を勘案し、利用する居宅サービスの種類及び内容や担当者等を含めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供を行うサービスです。

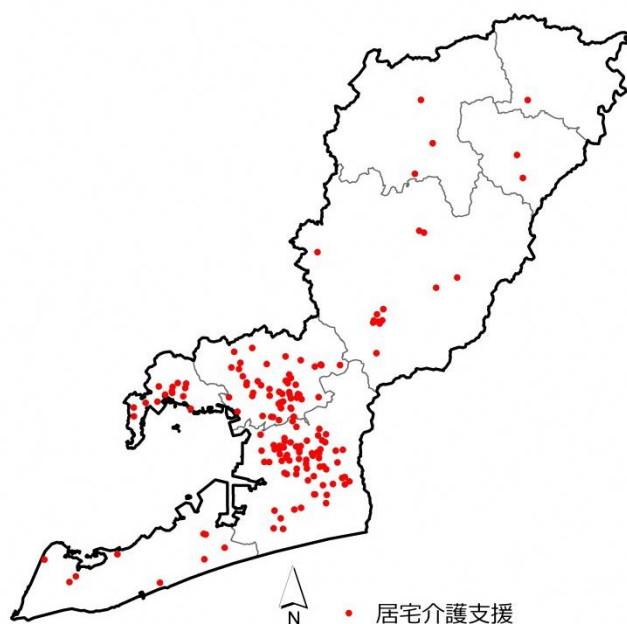
平成28年度の月当たりの受給者数は12,735人で、前年度と比較してやや増加しています。また、事業所数は都市部中心に合わせて162か所で、やや増加しています。

今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	12,634	12,735
事業所数（か所） C	介護	150	162

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数は各年度4月現在

■東三河地域の分布状況〔居宅介護支援事業所〕



⑬介護予防支援

介護予防支援は、居宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が、本人の心身の状況や置かれている環境、また、本人や家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容や担当者等を含めた介護予防サービス計画（予防プラン）を作成するとともに、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うサービスです。

平成 28 年度の月当たりの受給者数は 6,144 人で、前年度と比較してやや増加しています。また、事業所は各市町村の地域包括支援センターと一体的に運営されており、33 事業所が整備されています。

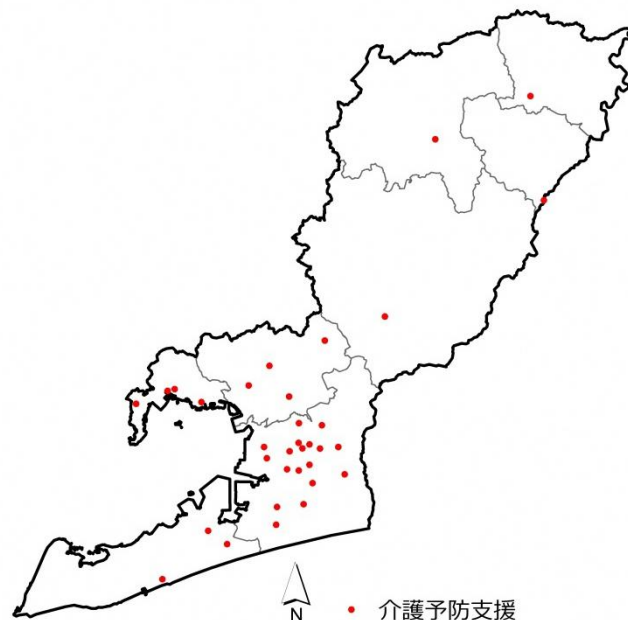
今後、75 歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

なお、平成 29 年 4 月から、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、予防プランについても介護予防ケアマネジメントが開始されています。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	予防	5,986	6,144
事業所数（か所） C	予防	33	33

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数は各年度4月現在

■東三河地域の分布状況 [介護予防支援事業所]



（２）地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するものです。そのため、事業所の規模は小規模で、柔軟な人員配置や地域に開かれた運営などが特徴です。

地域密着型サービスについては、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護は8市町村でサービスが提供されているほかは、都市部を中心にサービスが提供されています。定額でサービスが提供される定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は豊橋市、豊川市のほかは、ごく一部の地域でサービスが提供されるにとどまっています。これらのサービスについては、今後の在宅生活を包括的に支えていくことが期待されます。

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、受給者数、定員数ともほぼ横ばいのなか、サービスの利用率はほぼ100%となっており、供給体制としては限界となっています。

地域密着型サービス	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P.90
②地域密着型通所介護	P.91
③認知症対応型通所介護	P.92
④小規模多機能型居宅介護	P.93
⑤看護小規模多機能型居宅介護	P.94
⑥認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	P.95
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	P.96
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)	P.97

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問介護員等が日中・夜間・深夜を通じて定期的な巡回訪問や通報を受けての随時訪問を行い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うとともに、看護職員により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

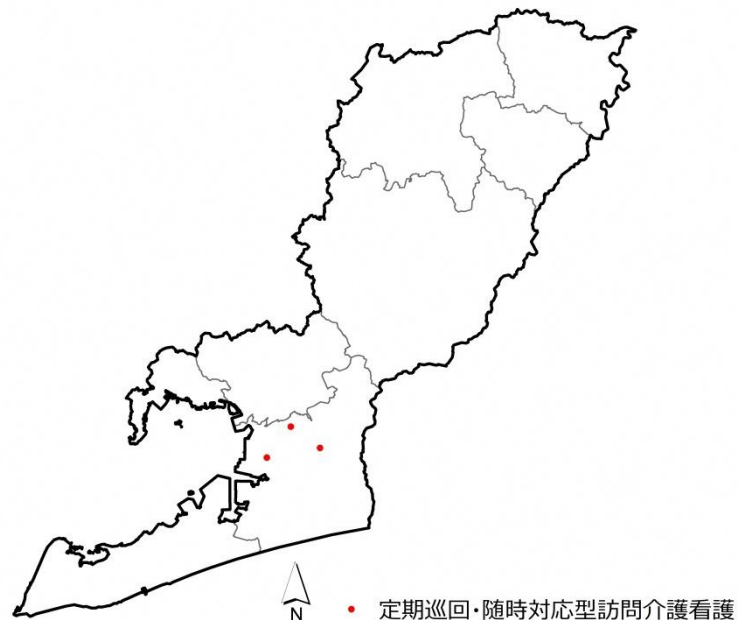
平成28年度の月当たりの受給者数は91人で、前年度と比較してやや増加しています。事業所は豊橋市に3事業所が整備されています。

今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、それに応じて、訪問介護、訪問看護を短い時間に多頻度で利用する必要がある人も増加すると考えられるとともに、医療・介護の連携体制が強化されると、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月）A	介護	85	91
事業所数（か所）C	介護	3	3

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数は各年度4月現在

■東三河地域の分布状況〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所〕



②地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、通所介護事業所のうち平成28年度より地域密着型通所介護（予防給付を含む）へと位置づけの変更が行われた定員18人以下の小規模な事業所です。

平成28年度の月当たりの受給者数は2,266人、月当たりの利用回数は24,272回となっています。事業所は都市部を中心に介護給付が合わせて192事業所となっています。

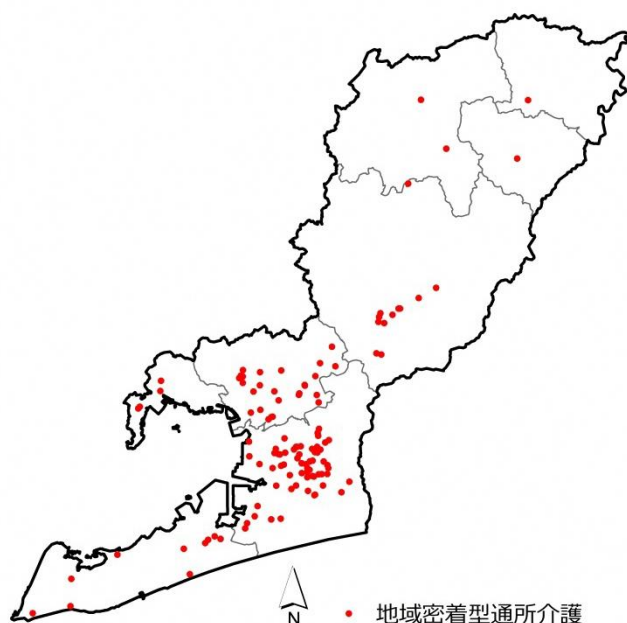
利用定員数と営業日に基づくサービス提供可能量は、月当たり39,000回弱となっています。平成28年度のサービス利用率は62%程度であることから、供給体制としては余裕があると考えられます。

本サービスは、比較的要介護度の低い段階から利用されていること、また、東三河地域では本サービスの利用割合が居宅サービスの中では一番高いこと、介護家族者のレスパイトケアに資するサービスであることから、今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	—	2,266
利用回数（回／月） B	介護	—	24,272
事業所数（か所） C	介護	—	192
サービス提供可能量（回／月） D	計	—	38,932
サービスの利用率 B／D		—	62.3%

※受給者数、利用回数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在
 ※サービス提供可能量＝各事業所の定員数×週間営業日数の合計×月4.3週（祝日、年末年始等は考慮せず。）

■東三河地域の分布状況〔地域密着型通所介護事業所〕



③認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護（予防給付を含む）は、認知症の症状がある人を対象とした通所サービスで、認知症に関する専門知識を有する職員を配置して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を提供するサービスです。

平成 28 年度の月当たりの受給者数は、介護給付が 218 人、月当たりの利用回数は介護給付が 2,412 回で、前年度と比較してやや減少しています。事業所数は、都市部を中心に介護給付が合わせて 30 事業所となっています。

利用定員数と営業日に基づくサービス提供可能量は、介護給付、予防給付を合わせて、月当たり 6,500 回弱となっています。平成 28 年度のサービス利用率は、40%弱であることから、供給体制としては余裕があると考えられます。

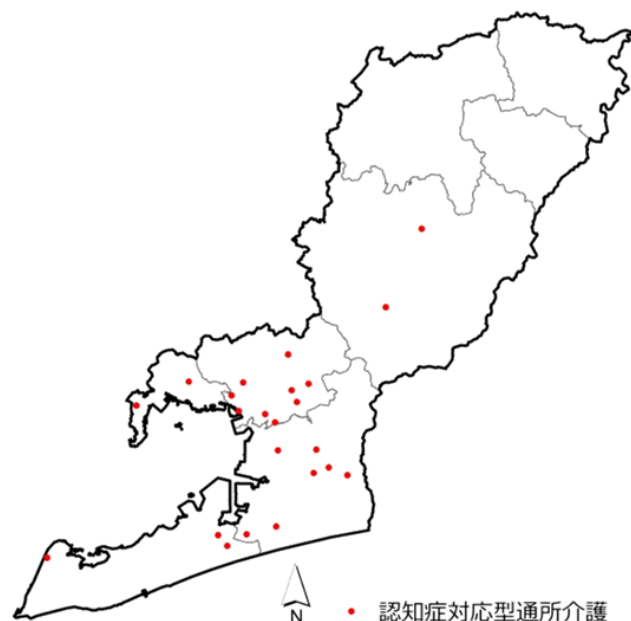
今後、75 歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者や認知症高齢者も増加が見込まれることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	248	218
	予防	2	0
利用回数（回／月） B	介護	2,764	2,412
	予防	7	0
事業所数（か所） C	介護	27	30
	予防	24	26
サービス提供可能量（回／月） D	計	6,429	6,493
サービスの利用率 B／D		43.1%	37.1%

※受給者数、利用回数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

※サービス提供可能量＝各事業所の定員数×週間営業日数の合計×月4.3週（祝日、年末年始等は考慮せず。）

■東三河地域の分布状況〔認知症対応型通所介護事業所〕



④小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護（予防給付を含む）は、通所サービスを中心に、要介護者の状態や希望に応じて随時の訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせて提供することで、中重度の要介護状態となっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。

平成 28 年度の月当たりの受給者数は、介護給付が 185 人で、前年度と比較してやや増加しています。事業所は豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市に合わせて 8 事業所が整備されています。

平成 28 年度のサービス利用率は、利用定員数 211 人に対して、介護給付、予防給付を合わせて 92%強であることから、供給体制としては現状の利用状況なら支えられる程度と考えられます。

今後、75 歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれ、それに応じて、通い、泊まり、訪問のサービスを包括的に多頻度利用する必要がある人も増加すると考えられることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	171	185
	予防	6	9
事業所数（か所） C	介護	8	8
	予防	5	5
サービス提供可能量（人／月） D	計	211	211
サービスの利用率 A／D		83.9%	91.9%

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

※サービス提供可能量＝各事業所の登録定員数の合計

■東三河地域の分布状況 [小規模多機能型居宅介護事業所]



⑤看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ、医療ニーズの高い居宅要介護者が安心して在宅生活が継続できるよう支援するサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は91人で、前年度と比較して大きく増加しています。また、事業所数は、豊橋市、豊川市に合わせて5事業所が整備されています。

総利用定員数は、平成28年度に3事業所が新たに整備され、141人に増加したことから、平成28年度のサービス利用率は65%弱に低下しています。

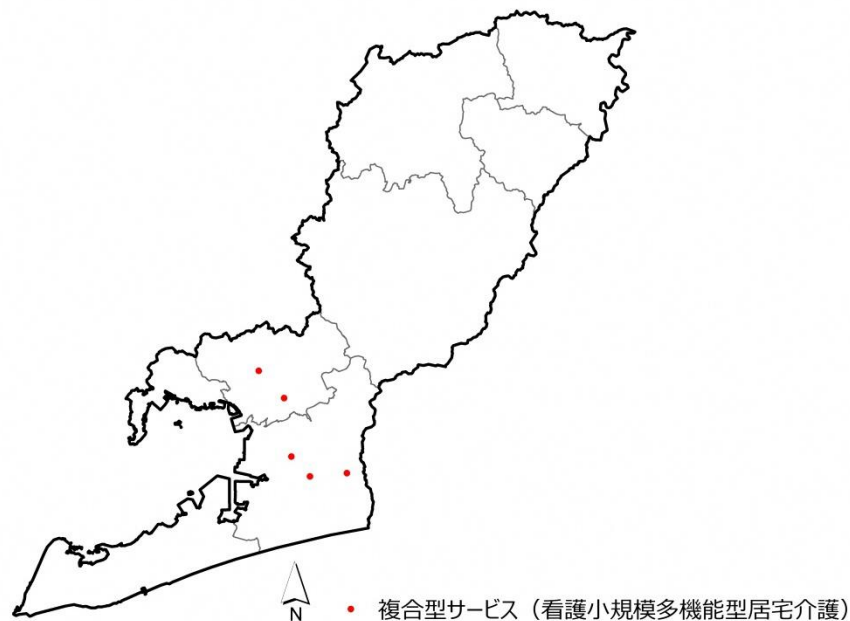
今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれ、それに応じて、通い、泊まり、訪問に訪問看護も含めたサービスを包括的に多頻度利用する必要がある人も増加していくことが考えられることから、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	68	91
事業所数（か所） C	介護	2	5
サービス提供可能量（人／月） D	計	58	141
サービスの利用率 A／D		117.2%	64.5%

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

※サービス提供可能量＝各事業所の登録定員数の合計

■東三河地域の分布状況〔看護小規模多機能型居宅介護事業所〕



⑥認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（予防給付を含む）は、認知症の症状がある人を対象に、最大9人以下の共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は、介護給付が990人と前年度から横ばいとなっています。また、事業数は、全ての各市町村に整備されており、合わせて57事業所となっています。

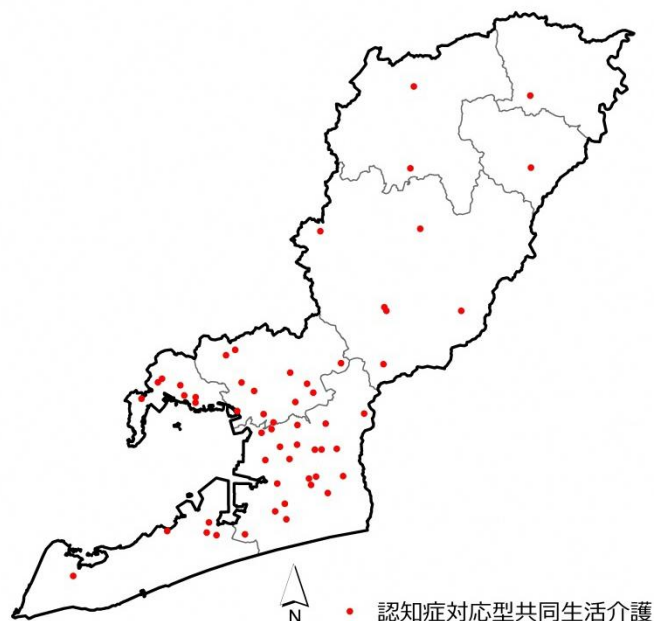
総利用定員数は990人ですが、平成28年度のサービス利用率は、介護給付、予防給付を合わせてほぼ100%であることから、供給体制としては限界となっています。

今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、認知症高齢者も増加するとともに、さらに、介護保険施設等の整備状況、サービス付き高齢者向け住宅の動向、施設・居住系サービスに対する利用者の嗜好の変化等を考慮すると、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月）A	介護	985	990
	予防	5	6
事業所数（か所）C	介護	57	57
	予防	57	57
サービス提供可能量（人／月）D	計	990	990
サービスの利用率 A／D		100.0%	100.6%

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在
 ※サービス提供可能量＝各事業所の定員数の合計

■東三河地域の分布状況〔認知症対応型共同生活介護事業所〕



⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護（予防給付を含む）は、地域密着型特定施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行う定員が29人以下の小規模な事業所です。

平成28年度の月当たりの受給者数は14人で、前年度から横ばいとなっています。また、事業所は、東三河では唯一、蒲郡市に1事業所が整備されています。

利用定員数は29人ですが、平成28年度のサービス利用率は50%弱であることから、利用ニーズも低く、供給体制としては余裕があると考えられます。

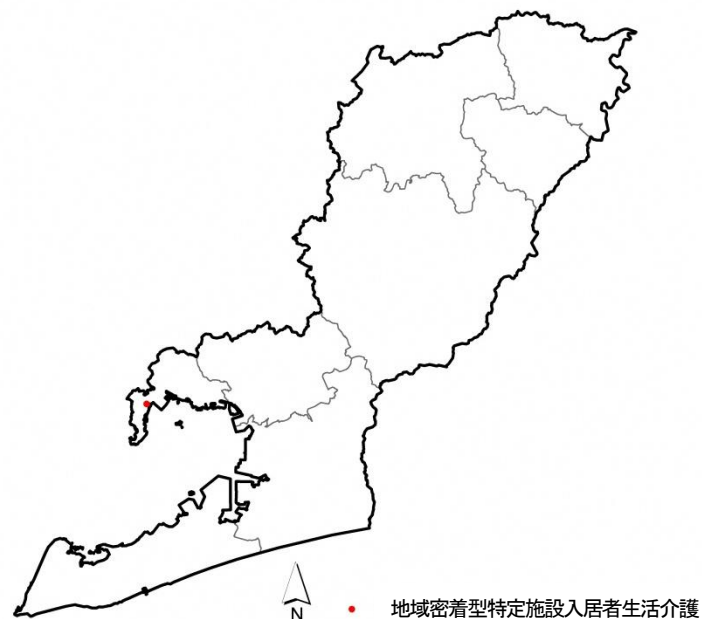
今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれること、さらに、介護保険施設等の整備状況、サービス付き高齢者向け住宅の動向、施設・居住系サービスに対する利用者の嗜好の変化等を考慮すると、本サービスを必要とする人も増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	14	14
事業所数（か所） C	介護	1	1
サービス提供可能量（人／月） D	計	29	29
サービスの利用率 A／D		48.3%	48.3%

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

※サービス提供可能量＝各事業所の定員数の合計

■東三河地域の分布状況 [地域密着型特定施設入居者生活介護事業所]



⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、特別養護老人ホームのうち入所定員が 29 人以下の小規模な施設です。

平成 28 年度の月当たりの受給者数は 541 人で、前年度と比較してやや増加しています。また、事業所は、都市部を中心に合わせて 20 事業所が整備されています。

総利用定員数は 571 人ですが、平成 28 年度のサービス利用率は 95%弱であることから、供給体制としては限界に近いと考えられます。

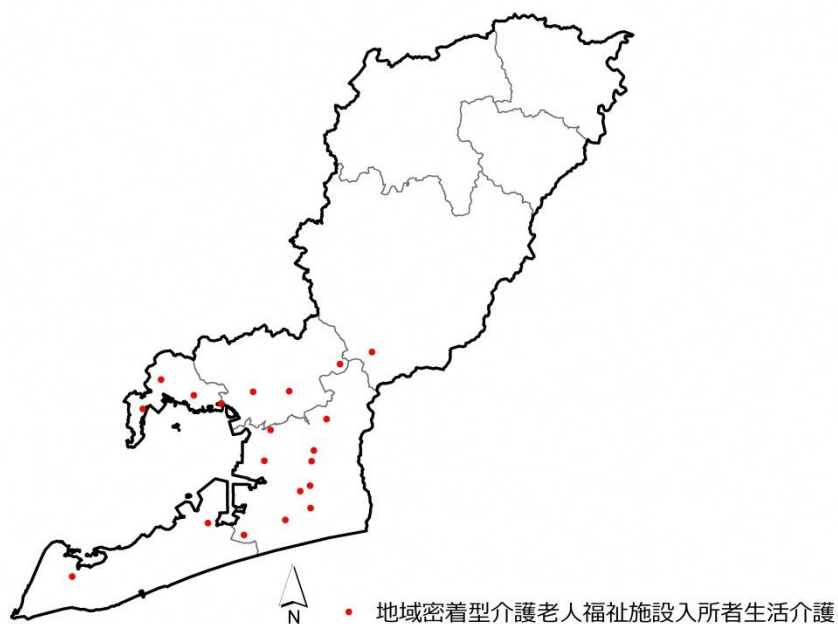
今後、75 歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、施設介護による専門的なサービスを必要とする人も増加が予想され、また、住民の施設サービスに対する意向も高いため、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	522	541
事業所数（か所） C	介護	20	20
サービス提供可能量（人／月） D	計	571	571
サービスの利用率 A／D		91.4%	94.7%

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

※サービス提供可能量＝各事業所の定員数の合計

■東三河地域の分布状況〔地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所〕



(3) 施設サービスの利用状況

施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3類型で、広域的な利用を想定した施設です。介護保険3施設については、受給者数、定員数ともほぼ横ばいのなか、平成28年度におけるサービスの利用率は介護老人福祉施設、介護老人保健施設ともほぼ100%となっておりますが、平成29年度以降において、9施設(定員数516人)の新設が予定されていることから、平成30年度以降の供給体制は整うと考えています。

施設サービスの利用状況	
①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	P.99
②介護老人保健施設	P.101
③介護療養型医療施設	P.103

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な原則として要介護3以上の認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は2,124人で、前年度から横ばいとなっています。また、本施設は豊根村を除く7市町に整備され、合わせて26施設となっています。

総利用定員数は2,110人ですが、広域的施設のため定員の2割程度は東三河地域外の要介護者が利用されています。そのため、平成28年度のサービス利用率は100%を超え、現時点での供給体制は限界となっています。

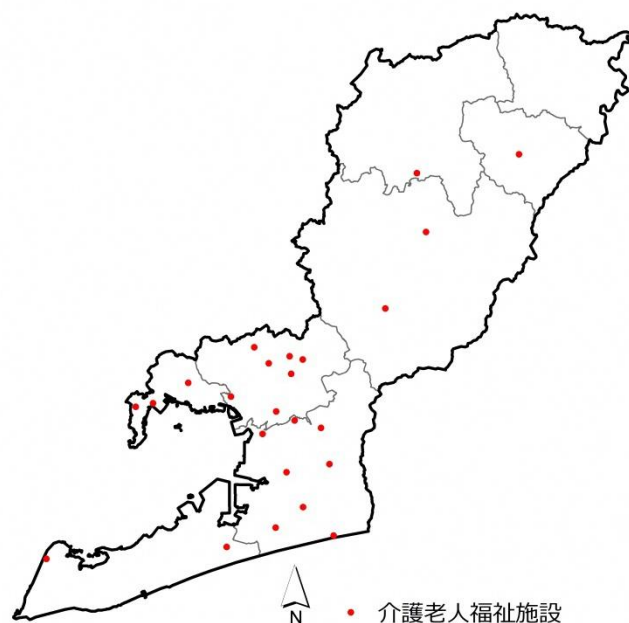
今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、施設介護による専門的なサービスを必要とする人も増加が予想され、また、住民の施設サービスに対する意向も高いため、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	2,127	2,124
事業所数（か所） C	介護	26	26
サービス提供可能量（人／月） D	計	2,110	2,110
サービスの利用率 A／D		100.8%	100.7%

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

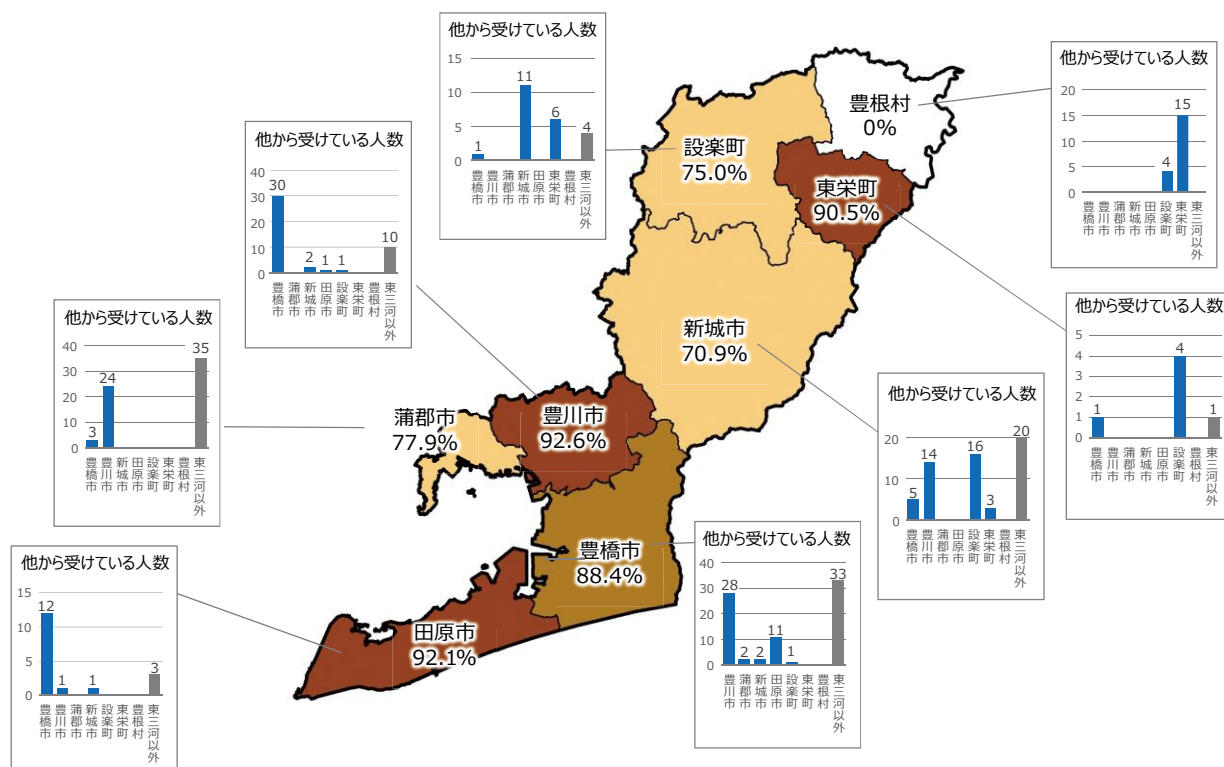
※サービス提供可能量＝各事業所の定員数の合計

■東三河地域の分布状況〔介護老人福祉施設事業所〕



介護老人福祉施設について、サービスの提供範囲や市町村を超えたサービスの利用状況を分析したところ、都市部では居住している市からサービスの提供を受けている割合が8～9割前後となっています。豊橋市、蒲郡市、新城市は、東三河以外の市町村からの利用も目立ちます。一方、中山間地域では、東栄町を除き居住している市町村からサービスの提供を受けている割合は7割程度に留まっています。なお、豊根村では施設がないことから、設楽町、東栄町での利用となっています。

■東三河地域での相互利用状況〔介護老人福祉施設〕



②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、状態が安定している要介護者が在宅復帰できるよう、介護老人保健施設に入所して施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話をを行うサービスです。

平成28年度の月当たりの受給者数は1,642人で、前年度から横ばいとなっています。また、本施設は、設楽町、東栄町を除く5市1村で合わせて18施設が整備されています。

総利用定員数は1,628人ですが、広域的施設のため定員の2割程度は東三河地域外の要介護者が利用されています。

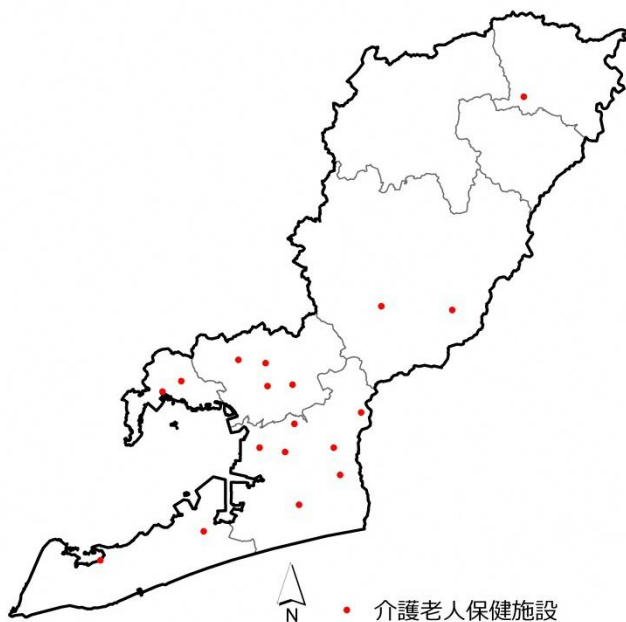
今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれることから、病院から在宅復帰への中間施設としての役割や、施設介護による専門的なサービスを必要とする人も増加が予想されます。また、住民の施設サービスに対する意向も高いため、本サービスを必要とする人が増加することが予想されます。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	1,634	1,642
事業所数（か所） C	介護	17	18
サービス提供可能量（人／月） D	計	1,610	1,628
サービスの利用率 A／D		101.5%	100.9%

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

※サービス提供可能量＝各事業所の定員数の合計

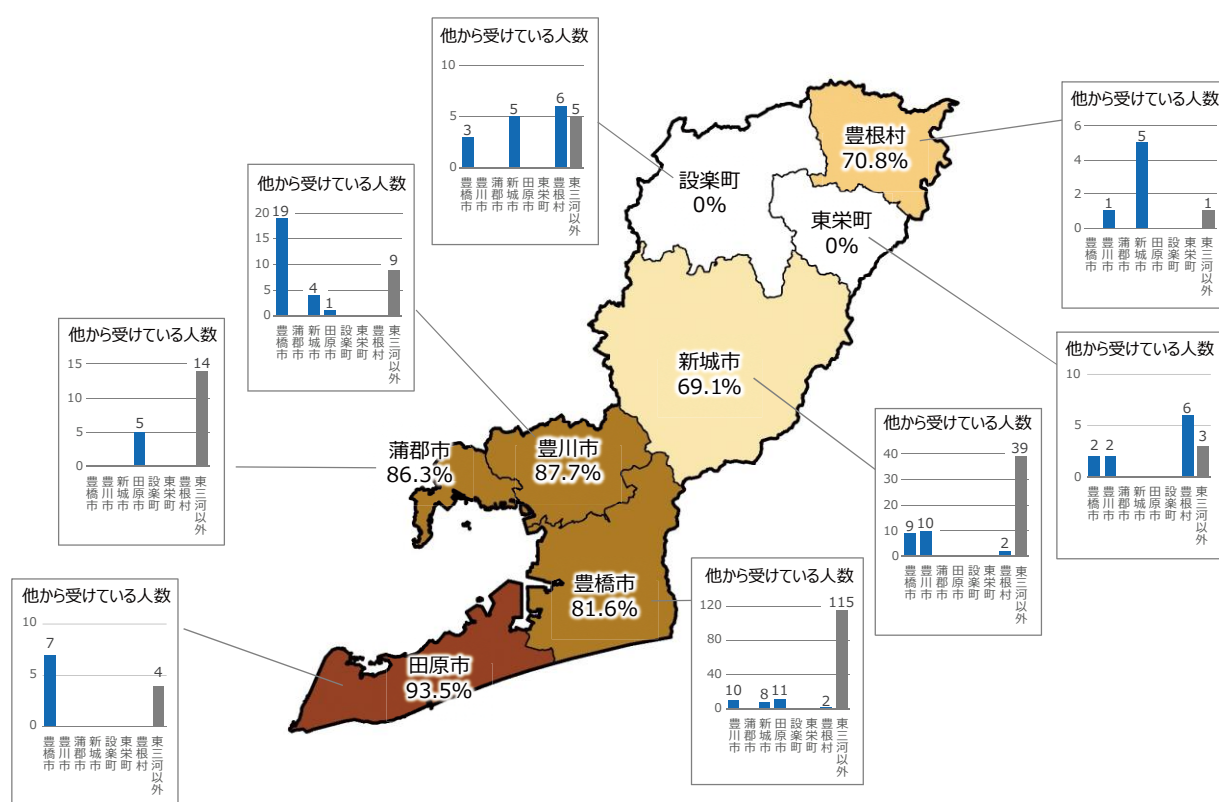
■東三河地域の分布状況 [介護老人保健施設事業所]



介護老人保健施設について、サービスの提供範囲や市町村を超えたサービスの利用状況を分析したところ、都市部では居住している市からサービスの提供を受けている割合が8～9割前後となっています。豊橋市と新城市は、東三河以外の市町村からの利用も目立ちます。

一方、中山間部では、居住している市町村からサービスの提供を受けている割合は7割前後となっています。設楽町、東栄町には施設はありませんが、東三河地域内の施設を利用することで大半の需要を満たしています。

■東三河地域での相互利用状況「介護老人保健施設」



③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者のための医療施設で、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行います。

平成 28 年度の月当たりの受給者数は 624 人で、前年度と比較して減少しています。また、本施設は、豊橋市、豊川市、新城市、合わせて 8 施設が整備されています。

総利用定員数は 741 人であり、平成 28 年度のサービス利用率は 85%弱であることから、供給体制としてはやや余裕があります。

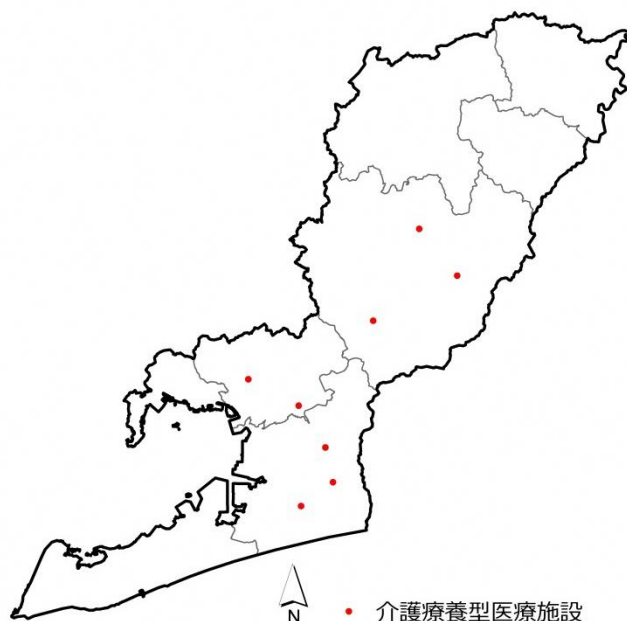
なお、介護療養病床の経過措置期間が 6 年間延長されるほか、新たに介護保険施設として「介護医療院」が創設されることから、本サービスを提供している医療機関の動向を注視していく必要があります。

		平成27年度	平成28年度
受給者数（人／月） A	介護	683	624
事業所数（か所） C	介護	8	8
サービス提供可能量（人／月） D	計	741	741
サービスの利用率 A／D		92.2%	84.2%

※受給者数は各年度10月利用分、事業所数、サービス提供可能量は各年度4月現在

※サービス提供可能量＝各事業所の定員数の合計

■東三河地域の分布状況〔介護療養型医療施設事業所〕



2. 介護保険サービス利用量の分析

(1) 居宅サービス、施設サービスのサービスごとの利用状況

居住系サービスを除く居宅サービス利用者について、サービスごとの利用状況を予防給付、介護給付の2区分で分析したところ、通所介護、福祉用具の利用割合が高く、訪問系サービスについては低い水準にとどまっています。

一方、要介護認定者に対する施設・居住系サービスについて、サービスごとの利用状況を分析したところ、施設サービス(介護給付)では介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設を合わせると12.3%、介護老人保健施設が7.5%と高く、居住系サービス(介護給付)では認知症対応型共同生活介護が4.6%となっています。

■居宅・施設サービスの利用状況

サービス名(予防給付含む)		予防給付 (人)	利用率 (対認定 者割合)	介護給付	利用率 (対認定 者割合)	全体	利用率 (対認定 者割合)	平均要 介護度
居宅サービス(居住系を除く)		5,987	69.8%	13,161	60.8%	19,148	63.3%	1.66
訪問系	訪問介護	1,752	20.4%	3,035	14.0%	4,787	15.8%	1.64
	夜間対応型訪問介護	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0.00
	訪問入浴介護	5	0.1%	384	1.8%	389	1.3%	3.88
	訪問看護	127	1.5%	1,044	4.8%	1,171	3.9%	2.77
	訪問リハビリテーション	111	1.3%	529	2.4%	640	2.1%	2.45
	居宅療養管理指導	99	1.2%	1,802	8.3%	1,901	6.3%	2.85
通所系	通所介護	2,921	34.0%	8,090	37.4%	11,011	36.4%	1.64
	通所リハビリテーション	870	10.1%	2,096	9.7%	2,966	9.8%	1.68
	地域密着型通所介護	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0.00
	認知症対応型通所介護	—	—	226	1.0%	226	0.7%	2.66
短期入所	短期入所生活介護	77	0.9%	1,967	9.1%	2,044	6.8%	2.68
	短期入所療養介護	11	0.1%	296	1.4%	307	1.0%	2.87
福祉用具	福祉用具貸与	2,649	30.9%	7,382	34.1%	10,031	33.2%	2.02
居宅包括	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	82	0.6%	82	0.4%	2.57
	小規模多機能型居宅介護	5	0.1%	165	0.8%	170	0.6%	2.53
	看護小規模多機能型居宅介護	—	—	78	0.6%	78	0.4%	3.49
居住系サービス		87	1.0%	1,432	6.6%	1,519	5.0%	2.40
	認知症対応型共同生活介護	5	0.1%	988	4.6%	993	3.3%	2.40
	特定施設入居者生活介護	82	1.0%	438	2.0%	520	1.7%	2.36
	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	11	0.1%	11	0.0%	3.45
施設サービス(地域密着型を含む)		—	—	4,898	22.6%	4,898	16.2%	3.68
	介護老人福祉施設	—	—	2,121	9.8%	2,121	7.0%	3.87
	介護老人保健施設	—	—	1,618	7.5%	1,618	5.4%	3.15
	介護療養型医療施設	—	—	656	3.0%	656	2.2%	4.26
	地域密着型介護老人福祉施設	—	—	535	2.5%	535	1.8%	3.79

※平成28年3月利用分(平成28年4月審査分)、東三河広域連合8市町村全体、東三河広域連合調べ

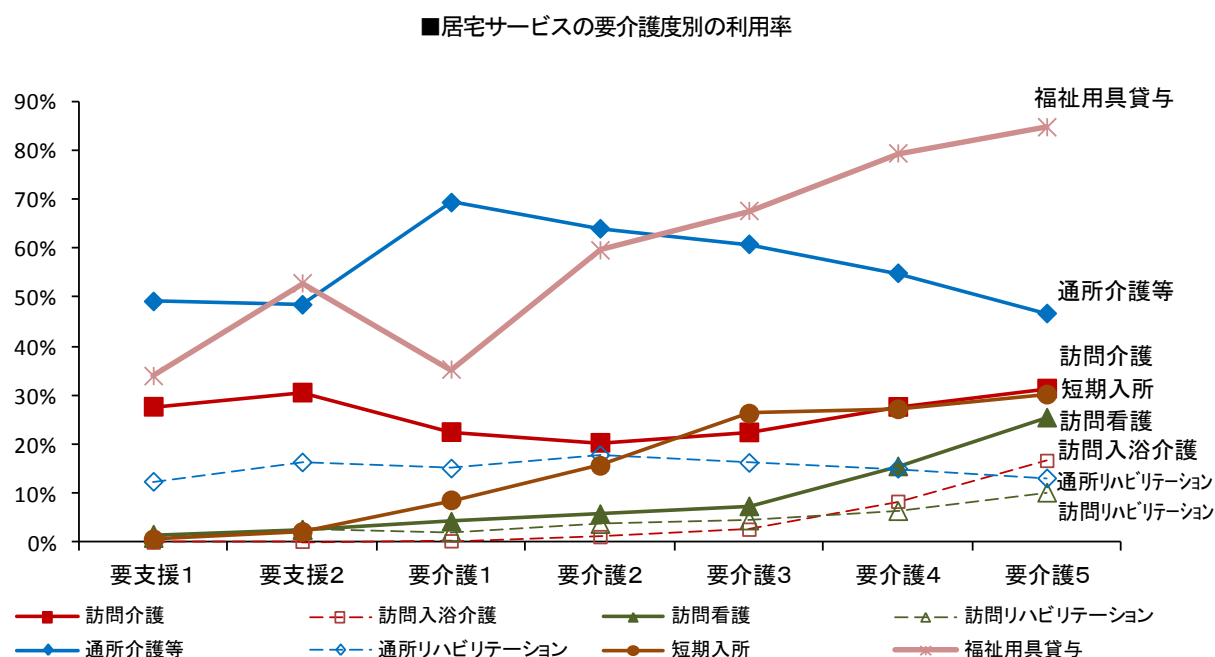
居住系サービスを除く居宅サービス利用者について、サービスごとの利用状況を更に要介護度ごとに分析したところ、通所介護等では要介護1・2を中心に高くなっています。心身の自立度が比較的高いことから、自宅で過ごすのではなく一定の時間帯は外で過ごしていることを表しています。通所リハビリテーションはどの要介護度でも比較的一定の利用がされています。

訪問介護は要支援1・2がやや高く生活援助を中心に、また、要介護4・5もやや高くこちらは身体介護を中心に利用されていると考えられます。

訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、短期入所については、要介護度が高くなるにつれて、利用割合が高くなっています。

なお、短期入所については、1か月間のうち、28日以上利用している人は125人（短期入所利用者の5.5%）となっており、介護老人福祉施設の代わりにサービスが利用されている人も多いと考えられます。

福祉用具貸与については、要介護度が低い段階からサービスが利用されています。このうち、要支援1～要介護1では手すりや歩行器、要介護2～5では特殊寝台とその付属品や車いす、また、要介護4～5では褥瘡予防用具の利用割合が高くなっています。



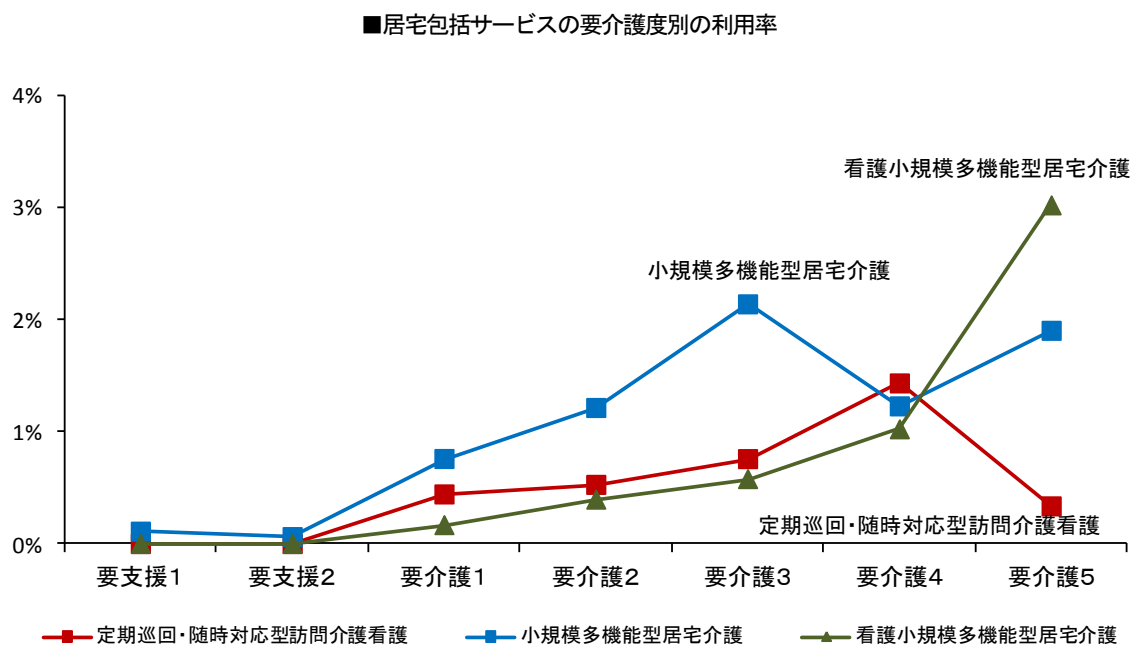
※通所介護等は通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を単純に加算（重複利用者は考慮せず）

短期入所は短期入所生活介護、短期入所療養介護を単純に加算（重複利用者は考慮せず）

※平成28年3月利用分（平成28年4月審査分）、東三河広域連合8市町村全体、東三河広域連合調べ

居宅サービス利用者のうち、定額でサービスが提供される定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、サービスごとの利用状況を更に要介護度ごとに分析したところ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は要介護4、小規模多機能型居宅介護は要介護3、看護小規模多機能型居宅介護は要介護5とそれぞれ利用率が最も高くなっています。

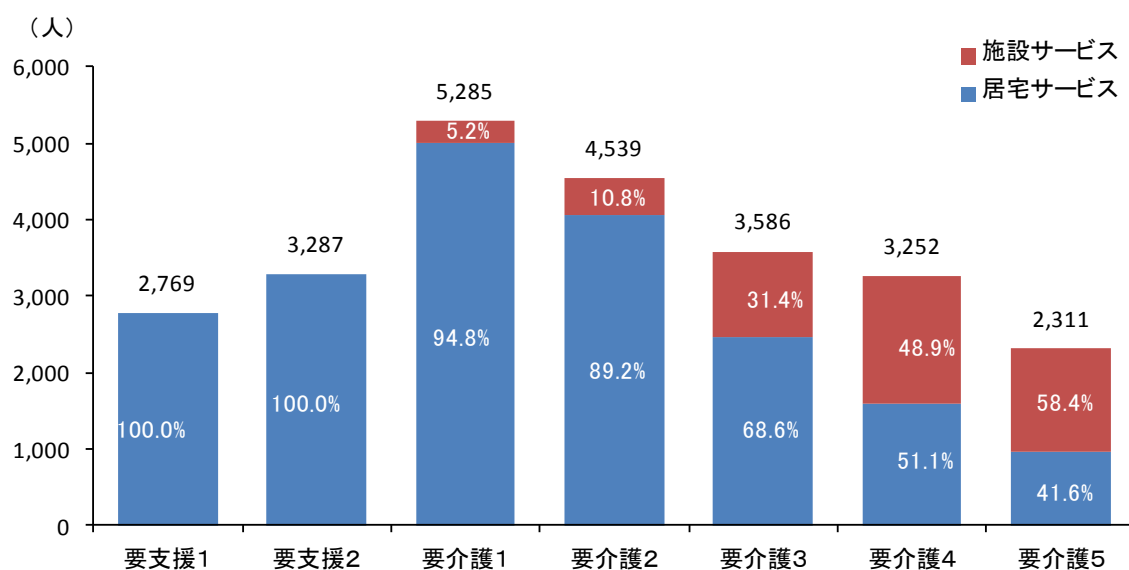
現時点ではサービスを提供している市町村や地域に偏りがあるため、今後は、利用者の状態像に応じて円滑にサービスを利用できるよう、サービス提供事業所だけではなく居宅介護支援事業所も含め、地域全体で取り組んでいく必要があると考えられます。



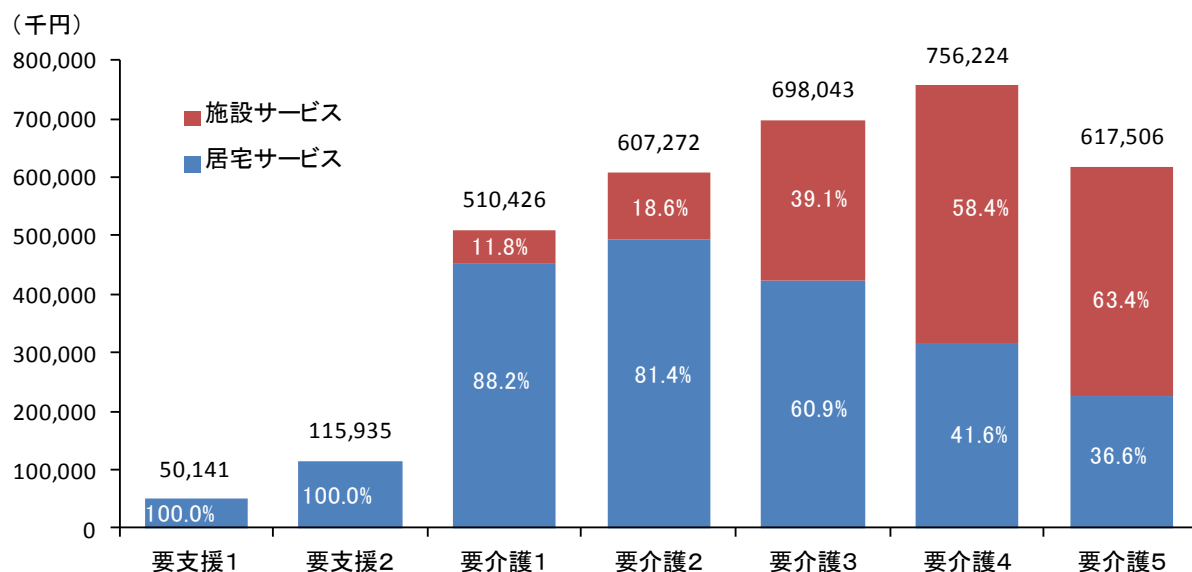
(2) 居宅サービス、施設サービスの利用状況（利用人数、保険給付費の割合）

居宅サービス（居住系サービスを含む）、施設サービスの利用状況を、利用人数、保険給付費の割合について分析したところ、要介護1・2までは利用人数は9～10割を占めていますが、要介護度が高くなるにつれて、施設サービスの利用者の割合が高くなっています。保険給付費については、要介護4・5では6割前後を占めています。特に施設サービスについては、利用人数の増加以上に、保険給付費の増加が目立ちます。

■居宅サービス、施設サービスの利用状況（利用人数の割合）



■居宅サービス、施設サービスの利用状況（保険給付費の割合）



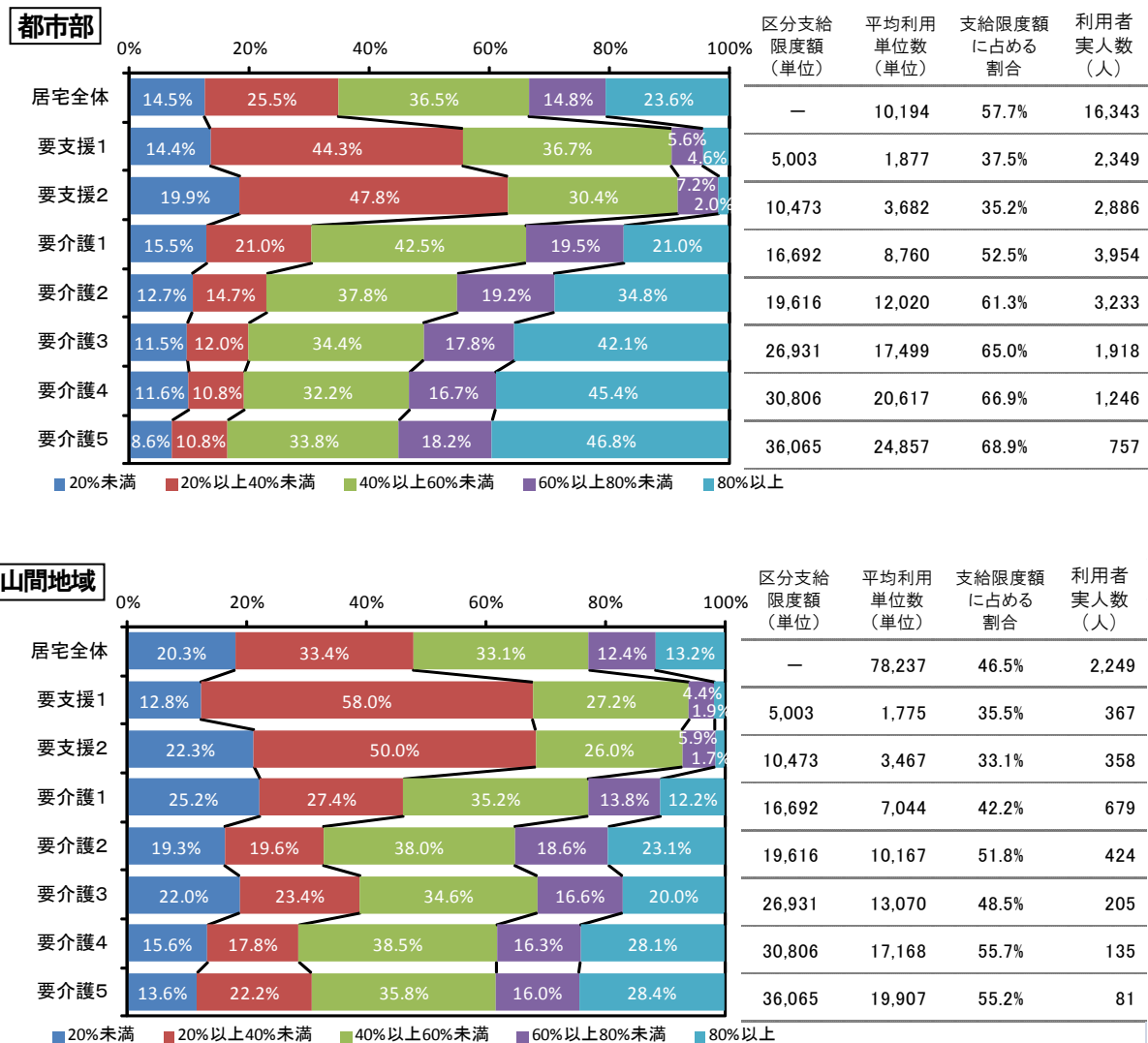
※平成28年3月利用分（平成28年4月審査分）、東三河広域連合調べ

(3) 居宅サービス利用者の対支給限度額比率

居住系サービスを除いた居宅サービス利用者について、要介護度ごとに定められた区分支給限度額に対する利用状況を分析したところ、都市部（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）では支給限度額に対して 57.7%（居宅全体）、中山間地域（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）では 46.5%（居宅全体）、都市部の方がサービスの利用割合が高くなっています。

要支援1・2では都市部、中山間地域ともに限度額に対して平均で4割弱と低く、40%未満の人も6割弱～7割強と目立ちます。この段階では、利用者本人の心身両面の自立度がまだ十分にあるとともに、家族による援助を期待できる人も多いことから、予防給付のサービスを必要としている人が少ないためと考えられます。一方、都市部においては、要介護2～5では、限度額に対して平均で6～7割弱と高く、特に80%以上は、要介護度が高くなるにつれて割合が高くなっています。これは、利用者本人の心身両面の自立度が低下し、家族による介護では賄えないことから、必要とする様々なサービスを十分に利用しているためと考えられます。

■東三河地域の居宅サービス利用者の区分支給限度額に対する利用状況



※平成28年3月利用分（平成28年4月審査分）、東三河広域連合8市町村全体、東三河広域連合調べ

(4) 居宅サービスの利用パターン

訪問系、通所系、短期入所系のサービスの組み合わせによる利用状況を分析したところ、東三河地域では、通所系のみが一番多く、次いで、訪問系＋通所系の利用パターンが多い状況です。

市町村別にみると、通所系のみは蒲郡市、田原市で多く、通所系＋短期入所系は新城市、田原市でやや多くなっています。

訪問系＋通所系は豊橋市、豊川市、豊根村がやや多く、訪問系のみは豊橋市、設楽町、豊根村がやや多くなっています。

さらに、利用限度額に対して80%以上の利用者について分析したところ、訪問系＋通所系＋短期入所系、通所系＋短期入所系、訪問系＋通所系の組み合わせで利用されている方が多くなっています。こうした利用をされている方の中には、定額で提供される3サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の利用への移行を検討すべき利用者も相当数いるものと推定されます。

■居宅サービスの利用パターン（8市町村別）

(実人数) 上段: 全体、下段: うち、利用限度額80%以上

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村	東三河 広域連合
訪問系＋通所系 ＋短期入所系	145	107	40	40	34	5	9	0	380
	100	74	30	24	20	3	1	0	252
訪問系＋通所系	1,364	732	302	227	137	41	13	8	2,824
	455	346	109	58	37	7	2	3	1,017
訪問系＋短期入所系	39	39	12	12	24	3	1	1	131
	16	23	3	3	9	0	0	1	55
通所系＋短期入所系	514	353	127	187	209	13	21	1	1,425
	314	211	79	82	123	1	3	0	813
訪問系のみ	1,509	574	235	223	134	49	34	9	2,767
	209	92	21	13	17	3	3	2	360
通所系のみ	3,778	2,018	980	780	733	112	102	22	8,525
	611	312	186	64	106	4	2	1	1,286
短期入所系のみ	74	66	31	28	40	7	4	0	250
	27	39	14	4	19	2	0	0	105
それ以外の居宅サービスのみ (居住系サービスを除く)	801	374	190	185	99	34	28	5	1,716
	54	107	8	18	0	0	0	0	187
合 計	8,224	4,263	1,917	1,682	1,410	264	212	46	18,018
	1,786	1,204	450	266	331	20	11	7	4,075

※訪問系: 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間訪問介護

通所系: 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション

短期入所系: 短期入所生活介護、短期入所療養介護

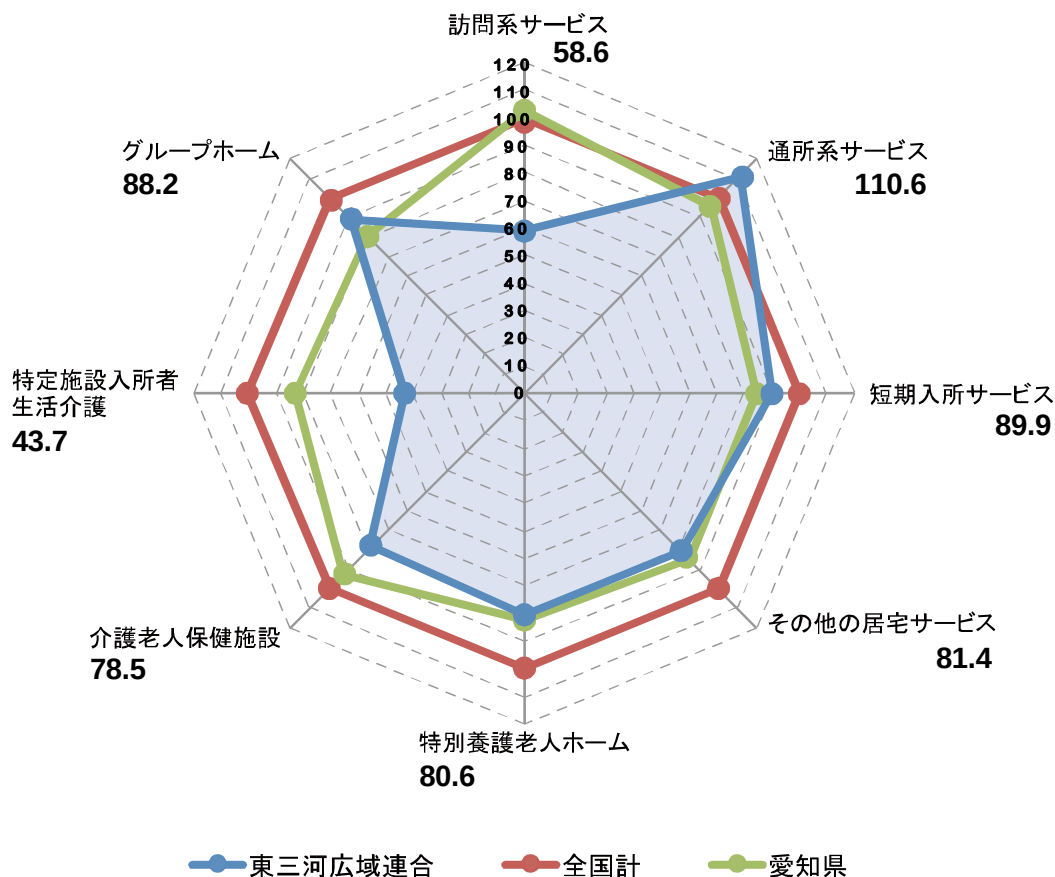
※平成28年3月利用分（平成28年4月審査分）、東三河広域連合調べ

(5) 居宅サービス、施設サービスのサービス類型別の利用状況

居宅サービス、施設サービスのサービス類型別の第1号被保険者一人当たり保険給付費について、全国計をそれぞれ100として、東三河地域を全国、愛知県と分析・比較したところ、通所系サービスは全国、愛知県を上回る水準となっています。これに対して、訪問系サービス、特定施設入居者生活介護は大幅に全国、愛知県を下回る水準にとどまっています。

東三河地域では、家族のレスパイトによる利用意向が高く、自宅に訪問してもらうより、本人を一定の時間帯、外で預かってほしいという意向が全国や愛知県より高いことが理由と考えられます。平成28年度に実施した介護サービス開設意向把握調査によると、法人がとらえている通所系・短期入所系サービスより訪問系サービスの利用が低い理由としては、「他人を家に上げるのを嫌がる風潮が高い地域だから」、「家族が利用者本人から離れて仕事に出かけられないから」、「家族が利用者本人から離れてリフレッシュできないから」、「家族が同居していると調理や掃除などの生活援助サービスが受けにくいから」などが上位に挙がっています。

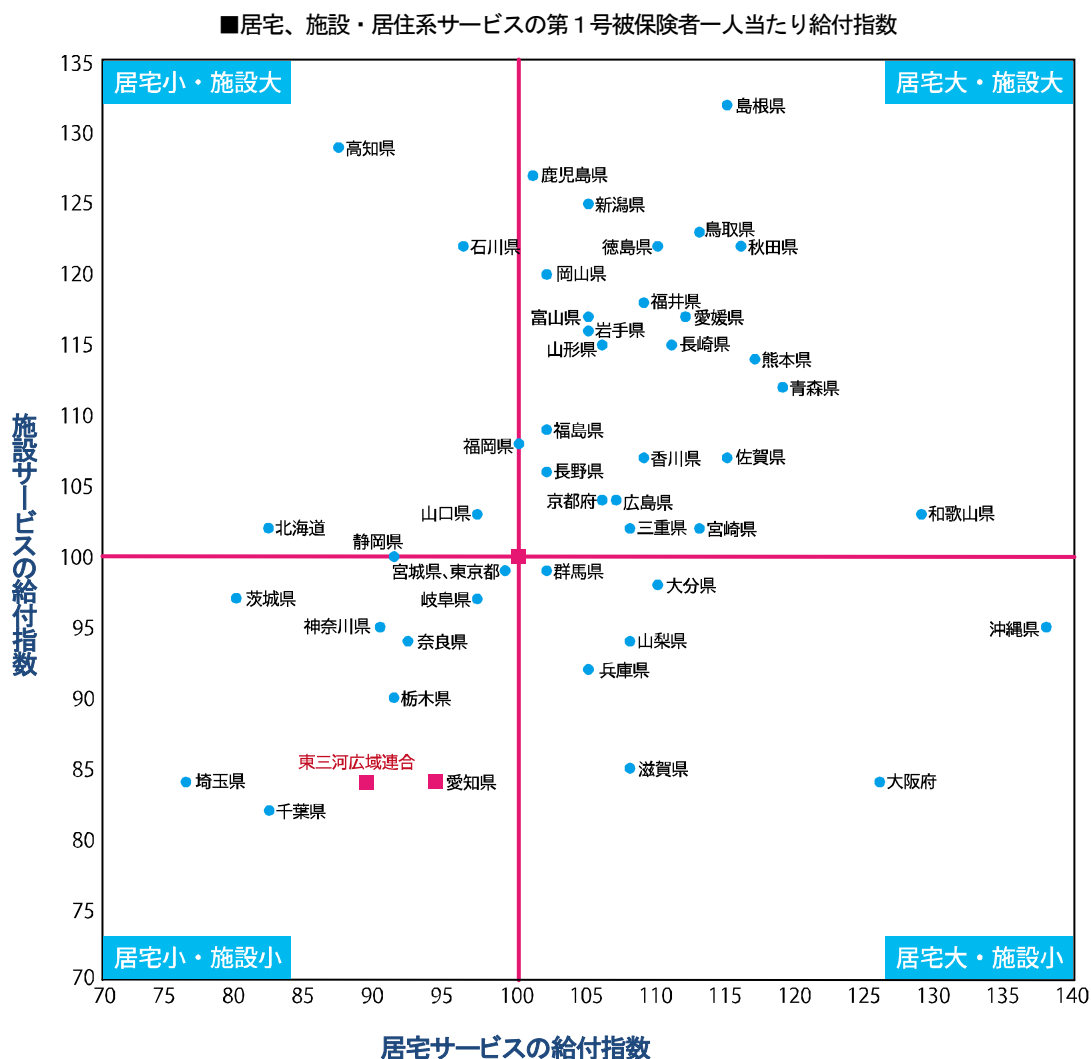
■居宅・施設サービスのサービス類型別の第1号被保険者一人当たり保険給付費の比較



※平成28年10月利用分（介護保険事業状況報告、厚生労働省）

(6) 居宅サービス、施設・居住系サービスの給付指数の比較

居宅サービス（居住系を除く）、施設・居住系サービスの第1号被保険者一人当たりの保険給付費の給付指数について、全国計をそれぞれ100として、東三河地域を全国、愛知県と分析・比較したところ、居宅サービスの水準が89、施設・居住系サービスの水準が84となっています。これは、東三河地域ではまだ介護保険サービスを必要とする高齢者、特に75歳以上の高齢者が、全国に比べるとまだ多くなっていることを表しています。愛知県は居宅サービスの水準が94で、東三河地域より若干給付水準は高いものの、施設・居住系サービスの給付水準は東三河地域と同じ84であり、東三河地域の施設・居住系サービスは愛知県下の平均的水準であるといえます。



※平成28年10月利用分（介護保険事業状況報告、厚生労働省）

3. 地域密着型サービスの整備方針

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するものです。そのため、事業所の規模は小規模で、柔軟な人員配置や地域に開かれた運営などが特徴です。

地域密着型サービスは、従来、居住する市町村内のサービスのみの利用に限定されていましたが、保険者統合により東三河地域内のすべての地域密着型サービスを利用できるようになります。そのため、訪問・通所系のサービスについては、隣接する市町村も含めた利用、居住系サービスについては、東三河全域を利用対象と想定し整備を推進します。

また、整備地域については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスについては、サービスの提供範囲が小地域に限定されることから、整備地域については未整備地域を優先的に定めます。なお、居住系サービスであるグループホームは、東三河地域内すべての高齢者の利用が見込めることから、地域を限定せずに整備を進めますが、運営推進会議の開催など地域住民と密接な関係を保ちながらサービスを提供する必要があるため、特定の地域に集中しないよう配慮します。

地域密着型サービスの整備方針

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P.113
(2) 小規模多機能型居宅介護	P.113
(3) 看護小規模多機能型居宅介護	P.114
(4) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	P.115
(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護	P.116
(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)	P.116

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

中重度の要介護状態となっても、住み慣れた自宅で安心して生活を送れるよう、1日に複数回の定期的な訪問サービスと夜間・深夜をはじめとした緊急時の通報による訪問サービスを24時間365日提供するサービスです。

本サービスは、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、自宅に居ながら介護施設と同等の安心感を得られることから、家族介護者の疲弊軽減と在宅療養が必要な中重度要介護者の支援を促進するため、地域包括ケアシステム構築推進の観点から各地域に拠点となる事業所の整備を促進します。

【整備目標】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所整備数	—	3	3
総事業所数	4	7	10

【整備地域】

豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
1	1	1	1	1	1		

(2) 小規模多機能型居宅介護

通所、訪問、泊まりの機能を併せ持つサービスで、利用者の状態に応じて各サービスを組み合わせ24時間365日提供します。同一事業所で通所サービスを中心に顔馴染みの職員による訪問や宿泊の複数のサービスが受けられます。

東三河地域、特に都市部においては、通所介護、訪問介護、短期入所生活介護の各サービスの供給量を充分満たしていることから、これらのサービスを組み合わせることで対応が可能となるため、本サービスの整備は行いません。

【整備目標】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所整備数	—	—	—
総事業所数	13	13	13

（３）看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護のサービスを併せ持つサービスで、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ利用者の状態に応じて各サービスを組み合わせ 24 時間 365 日提供します。同一事業所で通所サービスを中心に顔馴染みの職員による訪問や宿泊の複数のサービスが受けられます。

山間地域においては、都市部と比較して在宅サービスの整備数が少なく、サービスの選択肢が限られていること、通所、訪問、短期入所、訪問看護サービスを同時期に整備することは困難であることから、複数のサービスを一体的に提供できる本サービスの整備を促進します。

【整備目標】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所整備数	—	1	—
総事業所数	6	7	7

【整備地域】

豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
—					1		

（４）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の症状により自宅での生活が困難となった人を対象に、共同生活を通し認知症を持ちながら自宅での生活とほぼ変わらない日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

本サービスは構成市町村でも第6期介護保険事業計画において整備を進めてきましたが、平成29年3月に実施した「施設入所等待機者調査」の結果において、東三河全体で130人の実待機者がいること、また、認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護認定者の増加と共に認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を促進します。

本サービスは、居住系サービスであるものの、広域型特養と同様に東三河地域内であれば遠方の事業所でも利用することが見込まれることから、整備地域は特に限定せず整備を行います。ただし、設楽町、東栄町、豊根村の山間地域においては、施設サービスの需要が高いこと、高齢者世帯が多いことを考慮し、この地域内で1事業所の整備を目指します。

【整備目標】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所整備数	—	3	2
整備定員数	—	54	36
総事業所数	65	68	70
総定員数	1,152	1,206	1,242

【整備地域】

豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
4					1		

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームが特定施設の指定を受け、入居している要介護者を対象に、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

定員 30 人以上の特定施設入居者生活介護の供給量が充分満たされていることから、本サービスの整備は行いません。

【整備状況】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設整備数	—	—	—
整備定員数	—	—	—
総事業所数	1	1	1
総定員数	29	29	29

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

本サービスは、定員 29 人以下の特別養護老人ホームです。在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者が入所する施設です。

平成 29 年 3 月に実施した「施設入所等待機者調査」の結果において、在宅で待機をしている方のうち 1 年以内に入所の必要性が高い要介護 3 以上の待機者数は、小規模特別養護老人ホームと広域型特別養護老人ホームを合わせて東三河全体で 413 人でした。この結果に、計画期間中の要介護認定者の伸びを考慮すると、平成 32 年度における待機者数は 442 人程度になる見込みです。

一方、本調査後に開設を予定している特別養護老人ホームの定員は、豊橋市で 120 人、豊川市で 197 人、蒲郡市で 129 人、新城市で 100 人、田原市で 29 人、計 575 人の定員増となることから、第 7 期計画期間における本サービスの供給量は満たしています。

また、広域化により本サービスは東三河地域内での相互利用が可能となり定員割れ施設の利用が促進されることから、本サービスの整備は行いません。

【整備状況】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設整備数	—	—	—
整備定員数	—	—	—
総施設数	24	24	24
総定員数	687	687	687

4. 施設サービスの整備方針

施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設が対象で、広域的な利用者を想定した施設です。

要介護高齢者には、住み慣れた自宅で最後まで自分らしい暮らしをしたいという思いがある一方、家族介護者の多くが深刻な心身の疲弊を抱えている実態もあることから、施設入所の緊急度の高い高齢者が円滑に入所できる環境の整備を目指します。

施設整備にあたっては、平成29年3月に実施した「施設入所等待機者調査」の結果、24時間365日対応の在宅サービスの整備状況、東三河全体では高齢者数が平成36年度をピークに減少傾向に転じる（第2次ベビーブームの影響で平成52年度前後に一時的な増加は見込まれるが、その後急速に減少していく）こと等を考慮し、必要整備数を定めます。

また、整備地域については、広域的施設であることから、整備地域を限定することはありませんが、特別養護老人ホームは地域の高齢者福祉の拠点、災害時の避難支援等の役割も期待されていることから、整備地域が集中しないよう配慮します。

平成18年度の医療制度改革により、介護療養型医療施設は平成23年度末での廃止が決定され、その後、介護療養病床から老人保健施設への転換が進んでいないこと等から廃止期限が平成35年度末に延長されました。また、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重度の要介護認定者の受入」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」の創設が検討されています。

施設サービスの整備方針

(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	P.118
(2)介護老人保健施設	P.118
(3)介護療養型医療施設	P.119
(4)介護医療院	P.119

（１）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な原則要介護３以上の中重度の要介護認定者に対し、食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の世話等を目的とした施設です。

平成 29 年 3 月に実施した「施設入所等待機者調査」の結果において、在宅で待機をしている方のうち 1 年以内に入所の必要性が高い要介護３以上の待機者数は東三河全体で 413 人でした。この結果に、計画期間中の要介護認定者の伸びを考慮すると、平成 32 年度における待機者数は 442 人程度になる見込みです。

一方、本調査後に開設を予定している特別養護老人ホームの定員数については、東三河全体で 575 人あることから、第 7 期期間における本サービスの供給量は満たしています。

また、中重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅での継続した生活を支援する、24 時間 365 日対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を各地域に整備すること、看護小規模多機能型居宅介護を 1 事業所整備することで、さらなる待機者増加の抑制を図ることから、新たな整備は行いません。

【整備状況】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設整備数	—	—	—
整備定員数	—	—	—
総施設数	28	29	29
総定員数	2,411	2,540	2,540

※平成31年度に総施設数、総定員数が増加しているのは、6期計画で整備した施設の開設が平成31年度となるため

（２）介護老人保健施設

介護老人保健施設は、状態の安定している要介護認定者の方が在宅復帰できるようにリハビリを中心としたケアを行う施設です。

平成 29 年 3 月に実施した「施設入所等待機者調査」の結果において、約 60 人の待機者がいる結果となりましたが、看護小規模多機能型居宅介護等の医療系サービスを併せ持つ在宅サービスの整備を推進することから新たな整備は行いません。

【整備状況】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設整備数	—	—	—
整備定員数	—	—	—
総施設数	18	18	18
総定員数	1,628	1,628	1,628

（３）介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、廃止期限が６年間延長されますが、新たな施設整備は法令上できないため整備は行いません。

【整備状況】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設整備数	—	—	—
整備定員数	—	—	—
総施設数	9	9	9
総定員数	753	753	753

（４）介護医療院

現時点では、本サービスの位置づけや入所対象者像、サービス内容等が明確でないことから、詳細が判明後、整備方針を定めます。